

第七十七回国会
衆議院
社会労働委員会
議 録 第 八 号

昭和五十一年五月十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 熊谷 義雄君

理事 住 榮作君

理事 戸井田三郎君

理事 山下 徳夫君

理事 村山 富市君

理事 伊東 正義君

理事 大橋 武夫君

理事 瓦 力君

理事 高橋 千寿君

理事 羽生田 進君

理事 粟山 ひで君

理事 金子 みつ君

理事 田口 一男君

理事 多賀谷眞稔君

理事 田中美智子君

理事 大橋 敏雄君

理事 小宮 武喜君

出席國務大臣

厚生 大臣 田中 正巳君

出席政府委員

厚生大臣官房審議官

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省医務局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

社会保険庁年金保険部長

委員外の出席者

厚生省年金局長 持永 和見君

画課長

厚生省年金局数

理課長

厚生省援護局調

査課長

社会労働委員会

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

調査室長

○熊谷委員長 これより会議を開きます。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議

題いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 まず、厚生大臣がさきに各地にお

いて発表されました二万円の基礎年金構想につ

いて承りたいと思います。

○田中國務大臣 二万円の基礎年金といいま

す。別に私、二万円というものをグラントに置

いての基礎年金ではございませんで、御承知のと

おり、わが国の年金は非常に多岐にわたって分

立をいたしております。その支給要件、給付額、費

負担、実はそれぞれ区々まちまちでございます

で、したがって、いろいろな点で今日社会問題

化しているわけでございます。また実態面として、

今回通算制度を拡充しようと思ひましても、非

常にたくさん問題を解決しなければならぬ。実

際は解決し切れないで、これは先生御承知だと思

うのですが、通算制度を一応起こして拡充した

うようなこととさせていただきます。

そこで、私どもとしては、各種年金に分立して

いるものを、何とか共通点で統合を心がけなけ

ればならぬと思っておりますが、しかし、すべて

を一つに入れた全部統合するということは、実

問題としてめんどうであるというふうには思わ

れませんでしたから、したがって、基礎の部分に

ついて、これが一体どの程度になるかわかりま

せん、この点は今後の議論によるところでござ

います。基礎の部分の共通にいたしまして、その

上にそれぞれ本人の所得あるいは拠出に依じた

年金を積み重ねていくという二階建ての年金とい

うものを考えているわけでございます。そして、

この基礎の部分については、賦課方式というの

を導入したらいかがかと考えてまして、それを

導入したら

どうだろうかというのが概略の考え方ございま

す。これは非常にラフな考え方でございますが、

これを実際の制度に積み上げていく上においては、

今後さらに精細な検討が必要であるというふう

に思ひます。したがって、基礎の部分のどの程

度にするかという点についても、今後の検討を待

たねばなるまいということでございます。私も

年金の財政方式を改め、統合の一步を踏み出す

といったような一つの考え方のもとに出ている

ものでございまして、私どもの申し出ているもの

は、理論的にはまだ相当の検討が必要であり、

今後いろいろと考究しなければなりませんので、

ファイナルなものではないと思ひますし、また、

あの構想でなければならぬというわけのものではござ

いません。一つの試案であるわけでございます。

○多賀谷委員 大臣の構想の基礎の部分という

は、少なくとも学界やまた私どもが主張して

おります年金のナショナルミニマム、最低生活

が保持できる年金の額という意味ですか。

○田中國務大臣 そこがまさしく今後の問題

のところでございまして、先生御存じだと思

うのですが、一体、年金におけるナショナルミ

ニマムというのはどういうものであるか、これ

について今後われわれは掘り下げねばなるまい

というふうな思ひでおるわけでありま

す。一般的な生活保護等におけるところの最

低生活水準というものをナショナルミニマム

に置くべきか、あるいは年金は年金独自の

ナショナルミニマムに置くべきか、あるいは

年金独自のナショナルミニマムに置くべき

か、そうした点についても、いろいろ議論

があると思ひます。そういう意味では、たと

えば多賀谷先生が去年、軽費老人ホームに

入る程度のものがナショナルミニマムではな

いかという一つのエグザンプルを私にお示し

になったことがござい

す。しかし、この軽費老人ホームというのは、公的関与があつて初めて成り立つものでございまして、こうした公的関与というものを基に置いてお生活ができるというものがナショナルミナムであるのか、あるいはそういうものを一切外して生活ができるものがナショナルミナムであるのか、そしてまた、年金というものが本人の一切の生活というものを根底から保障しなければならぬものであるのか、あるいはそれに近いものでよいのか、あるいは老人の場合には、もう一定の方々は大部分は生活の基盤ができていて、たとえば住居等があるであろうというようなことを考えて、その部分は当然のこととして、その上の生活費を考えるべきか、いろいろな考え方があらうと思うのでありまして、いまここで画然たるお答えができませんが、この基礎年金構想などを詰めていく場合においては、こうしたことも一つの重要な課題であるというふうに思っております。

○多賀谷委員 大臣が二万円という話をされたのは、どういう根拠なんですか。

○田中閣内大臣 多賀谷先生とのやりとりを、私、鮮やかに覚えていたのですが、一つのエグザンプルとして軽費老人ホームに入れる程度のもは確保してやたらどうか、私もヨーロッパ等の年金制度のことも頭にあるものから、それは望ましい姿だ、少なくともそうしたことによってやりたいというふうに思っていたのですが、その後、社会局長から、当時の軽費老人ホームは大体幾らくらいで賄えるかということで、二万円というような答えがあつたのですから、自然二万円ということになりましたが、これは恐らく五十年程度価格が安いと思ひますから、そうしたこともフィックスしたものでないのじゃないか。いづれにしても、こうした年金におけるナショナルミナムをどう考えるか、そして、それが具体的な金額としてどう出てくるかといったようなことと関連をするわけで、決して固定的な数字ではないと思ひます。

○多賀谷委員 私軽費老人ホームに少なくとも入れると申しましたのは、福祉年金の老齢年金をとりあえずその程度にしたらどうかというので、むしろ私は、そのほか小遣いも要るし、生活費が要るわけですから、三万円ぐらい要るのじゃないかという話をしたわけですが、まあそれは結構だと思ひます。これ以上論議をいたしません。

やはり英国等で高齢者に対する生活保護とか、あるいはまた身障者等の生活扶助をやめて年金に切りかえたというあの経緯から見ますと、どうも社会に貢献して年齢が高くなつた人、あるいは身障者の方々という場合には、生活扶助というのは、一般的な概念から言いますと、どちらかというと社会から落伍したという、いわばもういかに若干気がひけるという、そういう卑屈な感じを与えないようにというので全部年金に切りかえたわけですね。そういうように考えますと、やはりナショナルミナムというものは、少なくとも最低の生活が確保されるというように線に持つていかなければならないのじゃないか、こういうふうに思ひます。

そこで、その後社会党としては、いろいろ検討をいたしまして、まず、その基準になるのは、生活保護の現在の費用、これは七十歳以上の単身老人で住宅加算を除きますと、五十一年には一級地で四万円になります。それから住宅加算を入れますと四万五千五百円くらいになります。二級地では住宅加算を入れますと四万二千六百七十五円、三級地が三万七千七百四十二円、四級地が三万三千八百六十四円ということになるわけです。これは七十歳以上の単身男子の老人です。ですから、少なくともこの程度はやはりナショナルミナムと言ふ以上は必要ではないか。それを經過的にどう見るかということは別にしても必要ではないか、こういうふうに考えるわけです。

そこで、現実に現在の生活保護世帯もお年寄りの世帯のウェイトが非常に大きくなってきた。ですから、そういう点から見ても、お年寄りにまで生活保護というふうな状態ではなくて、むしろ社会

に貢献したのですから年金で生活ができるというようにしたらどうか、こういうふうに考えるわけですね。被保護者のうち高齢者世帯が三一・六%、障害者世帯、母子家庭を合わせると八六・五%です。八六・五%というのは、少なくとも年金制度に切りかえれば、その方々は年金の対象になるということになるわけですから、先ほど申しました、英国の国民扶助制度を廃止して年金にリンクさせたという状態から見ても、そのことが必要ではないか。その程度の保障がやはりナショナルミナムではないか、こういうふうに考えるわけですね。

いろいろ学者先生方からは、国民所得の四〇%というのが出ております。あるいは現在の平均賃金の三分の一という数字も出ておるわけです。これらをいろいろ総合してみると、大体四万円という数字になるわけですね。それを、やはりむしろナショナルミナムとしてどの年金制度の中にも確保してやるといふことが必要ではないか、こういうふうに考えるわけです。

そこで、わが党もいろいろ考えてみたわけですが、まず福祉年金の額を經過的に逐次上げてみても、だんだんお年寄りは亡くなつていくわけですから年寄りは待てないわけです。ですから、十年後に、二十年後に完備しますよと言つても、いまのお年寄り自身は亡くなつていくわけですから、これはどうしてもやはり早急にやるべきである。ですから、いまの日本経済の実力からすると、本当にやろうとしてやれないことはないのではないかと、こういうふうに思ひます。

それで老齢福祉年金、これは七十歳ですけれども、七十歳開始の時点の金額、それからわれわれは厚生年金の場合の定額分、これも合わせてみて、それから国民年金の五年年金の金額とも合わせてみたい。五年年金の方は五年間も支払っておるではないかという問題もあるでしょうけれども、これは六十五歳からの支給ですから、福祉年金は七十歳ですから、この五年間というのは、余命年数から見ると非常に大きなウェイトを占める

わけですから、バランスがとれるのではないかと、こういうふうに考えておるわけです。

あなたの方の今度の案の三万三千元という金額、四十八年度のときの二万円という金額、これは厚生年金の定額部分は四十八年度は二万円、これが三万三千元になる。それから遺族年金の最低保障額が二万円、これが三万三千元になる。それから二十五年度の国民年金が二万円であつたのが、今度はちよつと下がつたのですが、三万二千五百円になるわけです。大体あなたの方はあなたの方で、政府側は一応線をそろえられておるわけですね。そう考えますと、国民年金の二十五年とい

うのは、三万二千五百円であつてとぞろいのところもあるのですけれども、若干線はそろえられておる。そういうことで線がそろふならば、私は、ナショナルミナムの水準を、少なくとも最低の生活が確保できる線に持つていくべきではないか、こういうふうに思ひます。物の考え方はそう違つていないのではないかと、こういうふうに思ひますが、どうでしょうか。

○田中閣内大臣 先生の年金におけるナショナルミナム、これは拠出制年金でも、また福祉年金でも同じように考える、これをどこに想定するかというところについて、むしろわれわれのいま御審議願つて法律案の内容から援用をした金額あたりを、いろいろいかがであらうかという御説明がございました。私もひとつの考え方であると思ひますが、規定において年金のナショナルミナムというものがどうあるべきかということについて、われわれとして確たる定説を持つておるわけではございません。また世間においても、この点についてはいろいろ議論があるところだらうと思ひます。問題は実際論でございまして、そうしたものの費用をどのように国民に御負担願うかというのを離れては議論ができないというのが、実際問題を扱つておるわれわれのまた一つの重要な視点になるというふうに考えておるわけでありまして、しかし、それが必要であれば、それについて努力をしたらよろしいという

反論も出てくるわけですが、これについては、やはり国民の理解と協力を求めなければならぬという一つの実務問題としての課題もござります。そういうわけで、先生の御提案は一つの重要な示唆と受けとめまして、今後の参考資料に資したいというふうに思っております。

○多賀谷委員 田中厚生大臣は、非常に頭がいいものですから、ちよつと言葉の端々にきわめて有利に引用されますけれども、私は、三万三千円をいまナショナルミナムの額とは言っていないのです。あなたの方の物の考え方として、厚生年金の定額部分や遺族年金の最低保障や二十五年度の国民年金、大体線がそろっています、こう言っておる。額というのを私が言ったのではないので、大体そういう線をそろえるという意味においては、線をそろえて出されておりますね、こういう話をしたわけですから、私は、言葉じりをとらえまされけれども、なかなか頭がいいものですから、それらを後に引用されては困りますので申し上げておきます。

そこで、拠出制も無拠出もやがて一致するのだというのが、三木さんが提唱されておるライフサイクルにも書いてあるのです。とにかく昭和六十年になると、福祉年金も八万六千七百九円、それから国民年金も八万六千七百九円、ここにびしゃつと書いてあるのです。十年待たすと半分以上の七十歳以上の老齢者は亡くなるのですから、そんなにいまの日本経済において十年も待たすのかという感じがするのです。ですから、それは早くおやりになったらいいいじゃないかという感じがするんですよ。

ですから、物の発想としては、やがては福祉年金も、それから拠出制も同じにするのだという物の発想があるでしょう。ですから、私は矛盾はないと思うのです。ことに、いまのような年齢の五年間の差を持つておるという場合には、私は、ほとんど差はないのじゃないか、こういうふうに思うのですけれども、その点どうでしょう。

○田中中国務大臣 ライフサイクルにも実は似たよ

うな構想は書いておりますが、具体論としては、大分われわれの考えとは違っているわけでありまして、ですから、総理には大変申しわけないのです。ライフサイクルをどう考えるかという点、結論なり日本の国内の分析については、私は高く評価するけれども、具体的な手法についてはいろいろ議論がございまして、総理の前でも申しているわけでございます。

そういうわけですが、私は、ライフサイクルあるいは社会経済国民会議というのにも似たような考え方、ストラクチャーの似たようなものを出しておりますが、こうしたところに国民の年金に志向するイメージというものが、だんだん定着をいつつあるのじゃないかと思うのです。それから、彼此勘案をしてやっていたいというふうに思っておりますが、私どもとしては、今日の年金制度の拡充強化というものが喫緊の急務であるというふうな言われているのですから、できるだけ早くやらなければいかぬ。十年後にどうのというわけにはいかぬ。したがって私どもとしては、できるだけ早くやろうというところで努力をいたしております。まだ先生のお話がございまして、年金懸というのを開きまして、年金懸にもひとつ急いでやってくれということをお願いしているわけでございます。私どもとしては、遠い将来理想的なものをやればよろしいのだというところは考えておりません。とにかく一つのシステムというものをつくって、あるべき姿に今後それを改善していくといったような方向の方が、私は、具体的な政策要請にかなうものというふうに思っているわけでありまして。

○多賀谷委員 大臣の基底部分は賦課方式にするという、ある新聞なんかで紹介したところによると、どうも大臣の年金構想は、イギリスの国民年金と大陸型の積立方式とを一緒にしたのじゃないかということを紹介した人もあります。しかしイギリスの国民年金というのは、これは全部国庫負担ですからね。あなたの方は、基底部分が賦課方式だ、こう言っておるわけですよ。ですから、ど

うも同じ二万円なら二万円という数字が出ましても、イギリスの場合は国民年金ということで、それはほとんどが政府公費負担、あなたの場合は基底部分が賦課方式だというのですから、よく似たようにできわめて似ていないんですね。そう言えば、財政的に見ると、きわめてずいやり方を考えておるんじゃないか。

そこで私どもも、いろいろ年金について考え方をとるときに発表しているのですが、やはり一番問題は、国民のコンセンサスが得られるかどうかという点ですね。ですから、これは非常にむずかしい問題だと思っております。ですから私は、既得権を絶対に侵害してはならぬというのが絶対的な要件だと思っております。大臣の基礎年金構想にいち早く労働組合が反対したのは、高いところから削って低いところに土盛りをするんじゃないかというその考え方の感じを持って反対しておるのです。ですから私は、どういふ案をつくってみても、既得権を侵害したり高いところのものを低いところに戻すという構想では、日本のように給付水準の低いところでは絶対に成立をしないと思うのです。これは私、十分考えていかなければならないと思うのです。

いろいろ議論がありまして、とにかくいろいろな座談会へ出ましても、みんな自分の年金の範囲で物を考えるわけです。ですから少なくとも、給付水準を削って低いところへ回すという構想は、どんなにいい構想をつくってみてもそれはこれからはあり得ません。やはり既得権を侵害しないような方向で、この水準を高める方向でやる以外にはない、私はこう思っておりますが、どうですか、その点は。

○田中中国務大臣 先生のいま御提議になったアイデアというものは、私どもは重要な実務問題として受けとめなければならぬと思っております。決して私、イギリス型と大陸型をコンパインしたということとは考えていないので、われわれはわれわれ独自の思っている構想を練ったわけで、いろいろ評釈は自由でございますが、そういう考

えはございません。ただ、われわれの悩みは、新しい何にもないところに、白地に年金制度をつくるのはございませんで、いまもうすでに各種の分立した年金制度があつて、これをひとつで統一するだけ統合しようというのですから、したがって、いろいろと工夫が必要であるので、決してずいやり方ではないと私は思っているわけでありまして。

お説のとおり、国民的なコンセンサスを得なければこの問題はできないということが最大の眼目だ、ですから、高いところから金を持ってきて、そして低い方へやるということは実際は成り立たない。ですから私は、そういうことはできるだけ避けようということで、報酬比例制、期間比例制の賦課年金をその上に上げて積み重ねようということとは、ともなわず現行の既得権を尊重しようというところでございまして。

しかしまた、一切合財おれたちのものはおれたちのものだけであつて人のめんどろは見ないのだというふうな考え方では、私は、やはり社会保障制度の拡充強化はめんどろである、だから、既得権はできるだけこれを尊重いたし、損なうことのないようにし、極端なものは、たとえば厚生年金の基金の中から国民年金の方へ金を回したらどうかという議論がありますが、そんなものは成り立つはずがないと思つて、私たちはこれは一顧だにいたしませんけれども、そうしたことではなしに、やはり国民的な合意のもとに、既得権は尊重しますが、いわゆる人のことは考えないという団体的、エゴ的なセンス、感覚というものは、やはりこの際止揚していただかなければこの種のものの発展は望めないのじゃないか。ですから、既得権を損なうことはしないようにしますけれども、できるだけ他の、自分らの集団以外のもの、めんどろを見ないようなお気持ちを持つていただくようにできないものかな、この辺がコンセンサスを得るということについて非常に努力の要るところじゃないかというふうに思つてござい

○多賀谷委員 めんどくさいものを見ることがどういふことであるのか、よくわかりませんけれども、他の年金がよくなることに對して、いわばねたみを持つというようなことは、私は絶対に避けるべきだと思う。水準を公平化していく、全体的に上げるという必要はあると思います。あると思いませんけれども、既得権侵害という面が出ると、やはり日本は全体的に給付水準が低いですから、そういうことは絶対に条件としてはやらないで、そして統合の、しかも公平の方向にいく、こういうことが必要じゃないか。それはまあ下を上げればいいわけですからね。

ひとつ大臣、そういう方向でなければ、幾ら大臣がいい案をつくられても、これはできっこないと思いますから、その点はぜひ確約していただきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 先生の既得権を侵害しないというのも一体どういふふうに考えていいのかわかりませんが、これは幅の広い概念と低い概念、これだけの差を出すのだから、これを全部おれの方に回すのならもっと高い給付金ができるはずだというふうな意味での既得権というのか、というならばちょっと困るのでございまして、ですから、自分らの拠出というもののについて、これは全部自分のものであるというところを、期待権を含めてそういうふうなことを考えられるということになるとこれは問題ですが、しかし、いまの現行制度の中における既得権というものは、これを損なわないようにしていくというのには、いみじくも多賀谷先生に御注意をいただいた点については、拳々服膺してやるべきものというふうに思ひます。

○多賀谷委員 そこで、この前から質問を続けておるのですけれども、とにかく福祉年金がそのときの政治の、いわば恣意的と言つても私は過言でないと思うのですが、恣意的に金額が決められるのは非常に困ると思うのです。福祉年金の老齢年金ができて、一体どういふ変遷をたどったか、ちよつと説明してもらいたい。上がつたり、だつと据え置いていてまた思ひ出して上げて

みたり、そして今度のようなことで、後から質問いたしますが、どうも恣意的にこの引き上げがなされておるといふ感じがする。ですから支給は昭和三十四年ですか、できてから一体どういふ変遷をたどつて金額が今日までできたか、ちよつと説明してもらひたい。

○會根田政府委員 福祉年金の金額の推移をながめてみますと、御指摘のように三十四年十一月の発足当初が千円でございまして、大体四十五年の改正までは、御指摘のように百円ないし二百円のアップ、これは必ずしも恣意的と言えますかどうか、やはりそれぞれの時代の財政事情がございしますから、そういうことで推移しまして、四十五年十月から二千円になった。四十六年が二千三百円でございまして、四十七年、ここで千円のアップというふうになり、かなり大幅の改善がございした。四十六年から四十七年にかけて千円、その後御案内のように、四十八年十月からは五千円、当時の田中総理の御発言もございまして、四十九年九月からは七千五百円、昨年の十月からは一万二千円、過去二年間大幅な改善があったところでございます。

○多賀谷委員 そこで、一万三千五百円という千五百円アップは一体どういふ根拠ですか。どうもせつかつの年金に、最も意欲のある田中厚生大臣になつて、急にまた停退をしたというのはどういうわけですか。

○田中中国務大臣 年金に熱心かどうかは人様の御評価ですが、就任直後、当時七千五百円から一万円と言われておつたのを、一万二千円に四面楚歌の中でやつたのも私でございますので、その点のいろいろな評価もまた加味をしていただければ幸いです。

しかし私は、こうしていまの数字を見ましても、これがこのような形で、多賀谷先生のみならず、世間から見てもいかに定見がない、恣意的というふうな御批判が出るようなことになつたのは、要するに日本の現行福祉年金というものが一般会計にすべてを依存しているところから

ら出てきたものでないか、そればかりではございしますまいが、そこに大きな原因があるというふうには私は思われるわけでございします。ことし私どもとしては、一般会計方式によつてももう少し引き上げることができないかというのを考えたこととございします。しかし何分にも御承知のとおりのような財政状況でございしますので、私どもとしては、千五百円にとどめざるを得なかつたわけでございまして、こういうことを考えるにつけても、この種の年金の財源というものは、景気の変動、財政の状況に左右されないような財源というものを持たなければいけないのだということを私は痛感いたしました。こうしたことから、また基礎年金などというものについてのあこがれというものを強く持つようになったというの、一つのこうした経緯を踏まえてのこととございします。

○多賀谷委員 福祉年金は二・五%でしよう。五十年年金は一・五%、十年年金は一・五%、八%。思ひついてと言つたら、はなはだ失礼ですけども、どうもそこにルールがないんですよ。ですから、いやしくも年金制度のような場合に、まだ基本的な将来展望にわたる抜本的なものができなくとも、一応当面の問題でもある程度のルールを確立して、こういうことでことしは行つたのだ、これは幾らおっしゃつても説明がつかぬでしょう。もし説明がつくとすると、それは生活保護の引き上げですか。それから失対賃金は若干低いんですけども、生活保護の引き上げの率をやつたのですか。

○會根田政府委員 福祉年金につきましては、御指摘のように、結果といたしまして生活保護の基準と同じ二・五%のアップになつたのでございしますけれども、私どもの方は、福祉年金の財源問題もございしますし、一方、拠出年金等のバランスということも同時に考えなければいかぬ。先生御指摘のように、五十年年金と同額までは開始年齢も違ふのだからいいじゃないかという御議論も確かにあるかと思ひますので、今回五十年年金につ

きましては、一万五千円というふうなアップ、こ

れが財政事情から見ても、どうもこの辺でとどまざるを得ないということから、そういう点も考慮いたしまして、少なくとも物価上昇を上回る二・五%ということに決定いたしました次第でございます。

○多賀谷委員 私は、全体が低いから余り言いたくないのですけれども、本来ならば低い方を上げるといふのがアップ率としては妥当性があるのです。今度はそうではないのです。しかし十年年金が低いから、私はこれ以上言いませんけれども、どうもそういう点は厚生省がやる仕事としては逆じゃないかという感じを持つておるわけです。そこで、制度化されておる三万三千円の根拠というのは何ですか。

○會根田政府委員 今回の厚生年金の引き上げに当たりまして、基本的には四十八年改正時の平均標準報酬実費の男子の六〇%程度を標準年金につ

きまして確保する、そういうことで具体的にこれを定額部分、報酬比例部分にどういふふうな配分を行うか検討いたしました。いろいろ賃金上昇あるいは生活水準、国民所得上昇等を勘案いたしました。結果といたしまして、定額部分は四十八年の単価千円が千六百五十円でございしますから、前回レベルに比べまして六五%の引き上げということになつたわけでございまして、その結果、二十年の定額部分として三万三千円、これをたとへば国民年金等の母子年金等にも援用したというわけでございます。

○多賀谷委員 いや、その経緯はわかるのですが、三万三千円というのには、どういふ生活上の位置づけになるのですか。何とか食えるとかなんとななるのですか。ことにあなたの方は遺族年金の最低保障額、こういうことを言つておられますが、何かそこに根拠があるわけですか。

○會根田政府委員 先生も御案内のように、この定額部分は、沿革的には、昭和二十九年に現行制度ができましたときは、文字どおり一律定額、当時二千円、このときは一応当時の保護基準等、そういったことも一つの参考にして設定されたという

います。

○多賀谷委員 厚生省としては、遺族年金のその五〇%の率を引き上げる要求をとにかく大蔵省にするわけでしよう、五十二年度予算に向かつて。それだけははっきりしてください。できる、できないはまた後の話です。

○田中國務大臣 實際に予算折衝をした私としては、こゝしこれで勝負をついたものですから、なかなか来年というところは抵抗がきつかるう、少しほとぼりがさめなければなかなかうまくいかぬものではないという気持ちもあるものですから、率の直に申し上げているわけでございますが、私とし

では、できるだけ早くやりたいというふうに思っておるわけでございます。これが一種の政策改定であるから、したがって、論理的に財政再計算期にならなければという議論もありますが、そうしたことを乗り越えられませんか、そうした問題もいろいろ含めてできるだけ早くやりたいのだという気持ちでございます。

○多賀谷委員 えらい今度は慎重になりましたね。ぼくは厚生省が大蔵省に予算要求だけはされるのですか、こう聞いておるんですよ。結果的に五十二年度の予算がどうなるかというのは、これは何も厚生大臣の力だけではないのですから。しかし厚生大臣としては、大蔵省に遺族年金の率の改定だけは要求してされるのですか、これを聞いておるんですよ。期待しておるんですよ。

○田中事務大臣 とにかく予算要求してもできなかったのを、おまえの食言だとか、いや、失態だとかいってしかられるものですから、このごろ実口がかたくなりまして、私としては、余りよいいなことを言わぬ方がいいということで慎重に構えているわけですが、気持ちの上では一日も早く実現したいというところでございますので、まだ実は言えまいという案もできていない今日でございますので、やはり私としては、もう少し検討させていただきますたいというところでございます。いま、この辺なら何とか財政当局も参った、こういうような案を持っている今日なら別でございますが、私も多少検討をさせていただきますたいでございます。

○多賀谷委員 この前の、私が昨年の二月の予算委員会でも外水の水準で四分の三という程度の遺族年金は必要ではないかというところについて、大臣は、その四分の三というわけではないけれども、その近い付近で引き上げたい、こういうことでした。これは私、これ以上食言とか何とか言いたくないけれども、とにかく要求だけはしてもらいたいと思うのです。あのときの予算委員会ではあなただが実現する、こう言ったのですから、これは問題ですが、大蔵省に厚生大臣として要求する、そのくらいはここで話したになってもいいじゃないですか。

○田中事務大臣 ですから、私も七〇%という予算要求をしたわけでございます。その結果がどうも大変なおしかりでございますので、これはやたらなことを言っているまいなということ、一年半開僚をやつて、もうしみじみ感じましたもので、もう少しこの問題についてのこちらの方の検討というものが進んでいけば、また先生に御満足いただけるような御答弁もできると思っております。実はこの案をつくるのに狂奔をしておりましたので、五十二年度の分についてはまだ白紙でございますので、こういう時期にそういうことを、来年五十二年度に予算要求をするのだというようにおしかりを申し上げるのは、私は、軽率のそしりを免れないのじゃないかと思っております。しばらく検討させていただきますたいと思っております。

○多賀谷委員 食言とか言つてそんなに追及していませんよ。本来、食言くらいあったら、予算委員会が一日や二日はストップするんですよ。しかし大臣が積極的な答弁をすることによって、それを一々われわれが追及しておると、せつかくの大臣の熱意がだんだん後退すると思つて、ただ注意をしたにとどまったのです。ですから、今度の場合はひとつ要求するくらいはやはりここではつきりさせたいですか、要求するくらいは。できるできないは時の内閣が決めるんですからね。予算は一応八月に出すわけでしょう。

○田中事務大臣 多賀谷先生、大変おわかりになつて御質問なさいますけれども、実は他の議員さんにはかなり手厳しいおしかりをこうむつたわけでございますので、私としては、この際もう少し検討させていただきますたい上で確たる御答弁をさせていただきますたいと思つております。

○多賀谷委員 時間ばかりたちますけれども、これはぜひ厚生大臣としては要求してもらいたいと思つております。それは、いままでこの案をつ

つたので追われてと言つていただいても、ロッキードで役所の方は休んでおつたんですからね。ですから十分検討できたわけですよ。ですから私は、とにかくこの問題については、はっきりした意思表示をどうしてもこの委員会中にしてもらいたいと思つております。従来の経緯もありますし、それから一応信念を持って要求したのでしようから、私の持ち時間があれですし、これで十五分くらい同じことを繰り返しているのですから、やめまされたいと思つております。

そこで、今度のスライド制ですけれども、四十年に比して今度は一六五%アップになるわけですが、この一六五%がどうも私は少ないように思つております。といひますのは、一六五%が少ないというよりも、前の読みかえ規定がどうも低かつたのじゃないか、すなわち四十年の度ですね。

そこで私は、平均賃金、これは定期給与だけですけれども、全産業の平均を調べてみました。昭和三十三年と五十年、これは暦年ですけれども、四十五年を一〇〇%といたしますと、三十二年が三〇・一です。それから五十年が二八・八。そこで七・六倍になるのです。そういたしますと、政府の方の昭和三十三年三月以前とそれから五十年と比べて、五十年というより五十年の三月です。これは六・三九倍になるわけです。この差がやはり実感としては非常に低い、こういうことになるのではないかと思つております。ですから、完全スライドではないかと思つております。これは私、標準報酬の関係、頭打ち等の関係もありますけれども、そのスライドの問題だけは、これは平均賃金のスライドをとつてもらいたい、こういうふうに思つております、どうですか。

○會根田政府委員 スライドの指標を何に求めるかについて、賃金によるべきであるという強い御意見があることは重々承知いたしておりますけれども、私も、やはり今回の政策改定を通じて考えましても、また今後の経済状況等の見通し等から考えましても、やはり物価スライドで実質価値

を維持して、変動著しい場合には、政策改定の適宜繰り上げによつて対処する今回の手法が適当なものではないか。そのほかに賃金により得ない事情はいろいろございまして、これは、もう先生御承知と思つておりますので省略いたしますが、どうもやはり現行のやり方がいいのではないかとはいふに考えております。

○多賀谷委員 賃金スライドか物価スライドかという議論のほかに、私は、読みかえ規定そのものが低かつたのではないかと云つておるのです。大体が読みかえ規定は賃金スライドなんです。ですから、今度の再改定期における読みかえ規定、すなわち四十年の読みかえ規定の一・六五倍しておるわけですから、現実には平均賃金のスライドと今度の改定期における読みかえ規定との差が出ておるのではないですか。この再計算期における読みかえ規定というのは、これは賃金スライドでしよう。少なくとも給与スライドでしよう。そのとり方を標準報酬に求めるか平均賃金に求めるかの差でしよう。ですから私は、途中の物価スライドを言つておるのじゃないんですよ、いまの議論は。

○會根田政府委員 今回の標準報酬、報酬比例部分の再評価は、御指摘のように、前回、四十八年改正時と違ひまして、まあ期間も短い関係もございまして、平均標準報酬の倍率だけで算出したのでございまして、結局、先生の御指摘は、四十八年改正時の再評価が適当であつたかどうかというところにならうかと思つております。当時は、最初の再評価でもございましたし、やはり何分三十二年から四十六年までの非常に長期にわたつた期間についての再評価でございますから、当時幾つか、三つばかり修正いたしましたけれども、たとえば平均年齢の上昇による影響あるいは標準報酬の頭打ちがございまして、こういった影響、それから三十二年以前の切り捨てによる影響、それそれやいろいろな問題としては十分あつたろうと思つております。ただ結果として、その倍率に一定の修正を掛けたわけですけれども、それがいまの目から見て正し

い、間違いないかどうか、それについてはあるいは御意見があるかと思ひます、これは率直に言ひまして。しかし今回、前回の再評価の中身に立ち入って吟味し直すということは、実際問題としては、事務的に、当時の記録その他の関係もございまして、これはもうほとんど不可能に近い。そういうことで、私どもは、今回は、まあ期間の短いということもありまして、平均標準報酬のみの倍率によって再評価を行ったのが今回の実態でございます。

○多賀谷委員 大臣、この点やはり公務員や公企体の共済と違ひ、それから労災保険とも違ひ点です。ですから、同じ年金制度で、賃金スライドが物価スライドかという問題と読みかえ規定とをあわせてやはりこの差がかなり出ておる。これが非常に不公平だという議論につながつておる。これをひとつよく考へて、読みかえ規定については、もう一回将来にわたつて再検討してもらいたいと思ふ。どうでしょうか。

○田中事務大臣 過去における標準報酬というものを取り上げて計算するというのは、他の共済年金等には余り例のない……(多賀谷委員)あるよ、スライドはあるのです。スライドの話をしているのです。と……スライドの話ですか。——ですから、この問題については、ひとつ今後とも検討はいたしますが、どちらの方に決めていいかという点については、なかなか議論のあるところで、さらにひとつわれわれの間でも検討をさせていただきますかと思ひます。

○多賀谷委員 読みかえ規定というのはスライドです。ですから、公務員の場合は積み残しは正というのをやるんですよ。すなわち公務員はかつては賃金アップをそのまま入れたかった。ですから、物価の上昇率プラス賃金上昇率マイナス物価上昇率の六割、こういうふうになった。それが給付水準を低めておるといふので、最近その是正をしているのです。この二、三年ずっと是正をしてきた。要するに積み残しというものは是正をやつてきた。それをもとに返したのです。ですから公

務員の場合でも、過去にさかのぼつてやつておるのですから、厚生年金もやつたらどうかと思ふのです。そういうことをやつてきたんですよ。公務員は自分でやつてきておるんですよ、そういうことを。ですから今後の問題として、過去のものをもう一回再検討するということは、公務員自身も行ったのですから当然じゃないかと私は思ふが、どうですか。

○曾根田政府委員 今回の再評価、特に前回再評価部分の再評価、これは一・六五でやむを得なかつたと思ひますけれども、将来にわたる再評価のあり方につきましては、今後とも検討していきたいと思ひます。

○多賀谷委員 今度の一・六五というのは、昭和五十一年の三月はですか。

○曾根田政府委員 五十一年の年度平均の平均標準報酬でございます。

○多賀谷委員 そうすると、五十一年の物価スライドはないわけですね。

○曾根田政府委員 五十一年の分のスライドということになりまして、政策改定がなければ五十一年の年度間平均物価上昇率でスライドするわけですから、これも、今回は物価スライドを織り込んだ政策改定ということでございますので、その今回の改定の中に物価スライド分は吸収される、そういう考へでございます。

○多賀谷委員 そうすると、今度の六五というのは五十一年の賃金上昇分が入つておる、こう見ていいんですね。

○曾根田政府委員 そういうことでございます。

○多賀谷委員 そこで、厚生年金の場合は、とにかく自分で計算できないというのが最大の欠点なんです。これは、だれだつて計算できないんですよ。自分の計算ができない、こんな保険ないですよ。これが保険会社だったら、そんな会社にだれも掛けませんよ。契約できない。公務員も公企体共済も、自分がやめたときの賃金の四〇%に一年について千分の十五というふうにみんな計算できるわけでしょう。厚生年金に関しては全然でき

ない。ですから私は、自分で計算できる方式にしろてほしい。こんなことでは生活設計ができぬですよ。ですから、われわれはポイント方式をとつてみたんですよ。とにかく計算のできる方式に次の改定期にはどうしてもしてもらわなければならぬ。こんなに年金に対する関心が深まってきて、そして老後のことが心配になってきて、さ自分では幾らもらへるのだということがわからぬというふうな、こういう方式はいつまでも続けるべきじゃないと思ふのです。御存じのように、かつてはわかつておつたんですよ。労働者年金時代から厚生年金ができました昭和十九年にはわかつておつたのです。あれは賃金の三か月分ですが、二十年を超えて一年について四日、きつめて計算がはつきりできた。もうその後は全然わからないですよ。ですから、自分で計算のできるような年金を考へるべきではないか、こういうふうに思ひますが、どうですか。

○曾根田政府委員 御指摘のように、たとえば最終報酬リンクあるいは国民年金のように、定額一本というものであれば年金額は非常にわかりやすいわけでございますけれども、厚生年金の性格からすれば体系としてとり得ない。そういうことで、年金額が非常にわかりにくいのが実は最大の泣きどころになっておるわけでございます。ただこれは、私どものPRも多少不足していると思ひますけれども、非常に大ききばに言ひますと、定額部分は一、二、三という単位があるわけでございますし、それから報酬比例部分も、再評価が導入されましたので、標準報酬という枠はございますけれども、おおよそ一年について賃金の一%ずつ上積みされるというのが基本でございますから、その辺のPRも私も努力しなければならぬと思ひます。

それから、御指摘のようなポイント制というものの今後の検討課題になるのではないかと思ひますけれども、まあわかりやすくしなければいかぬけれども、厚生年金の体系上どうも制約がある、どのように解決したらいいか、これは各方面の御

意見も十分お聞かせ願つて今後努力していきたいというふうに考へております。

○多賀谷委員 わかりにくいだけではなくて生活設計が立たないんですよ。これは第一、本人が平均の標準報酬額が幾らかというのが全然わからぬですよ、よつぽどノートが何かにずっと書いて一人一人がわかれたいが、というのは、過去にさかのぼつて二十年間ないし三十年間のですからね。しかも読みかえ規定があるわけですよ。その読みかえ規定にさらに今度の場合一・六五倍かけられるわけですよ。しかも、それは定額がそのときによつて変わるわけでしょう。ですから、これはやはり何らかの形でわかりやすい、計算のできるような方式にされるのが最も望ましい。それから率直に言つて、やはりポイント方式をとる時期に来たおるのじゃないか。大臣どう思ひますか、感覚的にポイント方式をとる時期に来たおるのじゃないですか。

○田中事務大臣 日本の厚生年金は、非常にめんどうで本人にわかりにくいというところでございまして、制度の仕組み上、これはなかなか一朝一夕に本人にすぐわかるようなわけには——この方式をとつては限りは、私はめんどうだと思ふのです。西ドイツのポイント制みたいな、ああいったこともいろいろ考へてみたはしておりますし、また、この方式でも何かもう少し早見表みたいなものができないかというふうな考へておるわけでございますが、いざににしても、なかなかめんどうな問題ですが、努力はいたします。

どうもアメリカの年金もなかなかめんどうなようございまして、アメリカの保険庁に大ぜいの人が詰めかけて聞いておる姿を見ると、どうも世界じゅうの役人の考へることは同じだな、こう思ひまして、それにしても、もう少し簡単にいくようにできないものか、これは今後の一つの課題だらうと思ひます。

○多賀谷委員 本会議の都合で時間を短縮してくれというところでございますから、あとは簡単に質問します、かなり重要な点が残つておりますけれ

ども。

例の毎月一回年金を支払うということが課題になつておるわけですね。三木総理大臣はひとつ検討させましようということになっておりますが、その点はどのようなことになっておるのか。

それから、労災保険との関係ですが、この前から労災保険の議論をしておるのですけれども、ドイツでも、また日本の公務員もそうですけれども、一応労災保険が全額支払う、そして共済はいわばその上積み分だ、こういう形になっておるのです。西ドイツだって日本の公務員だってそうです。ところが厚生年金は、ずいぶん財源があると思つて、今度は一年半から障害年金になるわけですが、この分をいままでは休業補償として経営者が払つておつたものを、今度は厚生年金がまず全額払うわけです。それからあとが労災がその上積み分を出す、こういう仕組みに日本の場合にはなつておるのです。ですから、こういう職場における労災というのは、第一義的には使用者の責任です。厚生年金の方がむしろ調整用に行くべきではないか、しかも現実には公務員はそうなのではないか、これは一体どういうふうに考えておるのか、こういうことであります。

それから次に、在職老齢年金の一万一千四百円というのは、やはり低いですね。これは根拠もはっきりしないんですよ。ですから、平均賃金なら平均賃金、何かもう少しはっきりした根拠が必要ではないか。この前は五万円、その前は七万円、そして今度十一万円の標準報酬、これは全く恣意的ですね。根拠も何もないんですよ。この点もどうもはっきりしないわけです。

以上、御答弁を願ひたいと思ひます。

○河野共政府委員 年金の毎月支払いの点でございますが、私も、その後いろいろ検討したわけでございますけれども、現行の支払い方式のまま毎月支払いに切りかえますと、申し上げるまでもなく、その事務量が三倍ということで大変なことになる。こういうことで、これらについての事務の合理化を図る必要があるということで、支払

い通知書あるいは支払い案内書等の発行等についても現在研究をいたしております。特に問題になりますのは、支払いの窓口に当たります郵便局の体制がどういふふうに対応できるかということが最大の問題であらうかと思ひます。現在、郵便局は手作業が中心の業務処理でございます。郵便局で扱つております各種年金の受給者、これは全部で千二百万人ぐらゐ、支払い件数が三千六百万件ぐらゐになりますので、これが毎月支払いになりますと一億二、三千万件ぐらゐ、こういうことになるわけで、私どもとしては、郵便局の業務量の増を消化する体制の整備ということが特に必要ではないかということで、郵政省とも協議をしておるわけでございます。

それで、本会議のときに先生が御指摘になりましたように、イギリスにおきましては、毎週支払いというふうなこともされておりますし、私どもとしても、イギリスの制度等につきましても、小切手の様式その他について資料を取り寄せております。それから西ドイツ等につきましても、資料を取り寄せておりますので、そういう点も含めまして、今後どういふふうにいたしましたならば、受給者に便利な方法で支払い方式を改善できるかというのについて努力してまいりたいと考えております。

○倉根田政府委員 第二点の労災との調整でございますが、先生御案内のように、昭和四十二年でございましたが、労災の一時金の年金化という改正に對処いたしました。労働省とも協議いたしました。厚生年金の方は生活保障の意味というもので、金額支給、労災の方は二分の一という調整で現在に至つて、今回労災の方でもいろいろ問題がございまして、改正案を今国会に提出いたしておるといふふうに承知しておりますけれども、確かに御指摘のように、四十二年改正の手法がよかつたかどうかについては、いろいろ御議論があると思うのです。しかし今回、そういうことで労災の改正も行われておりますので、しばらくこの改正施行を見守つて、なお関係省庁と協議を重ねて

いきたいというふうに考えております。

それから、在老の支給停止限度額の十一万でございまして、おっしゃるやうに平均標準報酬というふうなことも、一つの考えではないかと思ひますけれども、何と申しまして、在職して賃金を得ている人にかく支給する、そういう限度額をどう見るかという問題でございますので、私どもの方は、平均標準報酬も一応考慮いたしつつ、おおよね六十五歳以上について六割以上、低在老については五割を超えるというところで十一万という線を実は引いたわけでございます。

○多賀谷委員 今度利率の値上げが提案されておりますが、私は、こういうのは財政的に大きな問題だと思つたのです。確かにいまの労災の方が、定額部分等がありますからわかりやすい格差がないんですよ。ですから、低額所得者の方は、厚生年金の方を先行した方が本人のためにはいい場合もあるのです。しかしどうも私は、本来使用者責任であるのに、何も厚生年金が全額出す必要があるのかと思つたのです。それならば料金の改定を要する必要がある。厚生省は使用者に弱いんですね。第一、本来労災の事件がかなり健康保険にきていて、これは私に思ふんですよ。本来、労災保険が見なければならぬものが健康保険にきておる。これは労災として認定すると会社としても都合が悪いとか、あるいは労災がメリット制になつていていろいろ都合で、私は指摘してもいいけれども、そういう問題がある。

今度は労災保険と厚生年金の関係から言つて、厚生年金の方が全額出して労災の方が調整しておる。これは、まさに逆立ちしているのじゃないか。それほど厚生年金というものは、会計が豊かじゃないのではありません。豊かだつたら保険料を上げなければいいのです。厚生年金は、障害年金が一年半ということになったので、労災のいままでの休業手当を出しておる分をどのくらい負担しなければならぬか。これは労災保険から負担するわけですよ、この一年半の間は。これはふえておるわけ

です。そういうふうに考えると、これは労働者も出しておるのですから、私は、厚生年金の会計というのについて、もう少しシビアにしてみたい。使用者が全部出すことのできる仕組みで何も厚生年金がわざわざ肩がわつてする必要はないじゃないか、こういうふうに考えるわけです。これはひとつ制度的に勘案してもらいたい。

聞くところによると、さつき事務量の問題がありましたけれども、厚生省がむしろ厚生年金は全額支給して労災を調整してもらいたいと言つておるやうに聞けるのです。それなら社会保険庁の人間をふやすべきだと私は思つたのです。話がどうも逆じゃないですか。それとも労使負担をファイファイ・ファイファイじゃなくて、これは大体労災が払わなければならぬ部分を厚生年金が出しておるのだということなら、ファイファイ・ファイファイをあつさり変えて、この分は経営者負担にするのだ、それを、本来労災が払うべきものを、これは厚生年金で支払つておるのだ、ということになれば、そうすべきじゃないですか。

もう時間がありませんから、大臣から一言御答弁を願つと同時に、とにかく毎月払いという方向は進んでおるのですか、進んでないのですか、この二点。

○田中事務大臣 第一点の問題は、実はかねがね問題になり、私も正直言つて、ここまで細かくなると余り深くタッチできませんが、どうもこれはおかしいということで議論をいたしました。今後の問題として今回はこれでいい、こういうことになったように私は存じております。今後検討をいたしたいと思います。

それから、第二の毎月払いの件ですが、これは多賀谷先生から非常に御熱心な御要望がありました。私も、これをまじめに受けとめまして、あれやこれや実はそのことを実現するための条件あるいは外国のやり方等々を検討いたしておりますが、現在の日本におけるプリミティブなやり方は、とても追いつけないということだろうと思ひ

まして、これを改善する、同時に、郵政の方の御協力も得なければならぬということで、これについては、どうやら少しでも支給のインターバルが短くなるかということで大いに積極的に検討、努力をいたしたい、かように思います。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕
○竹内(黎)委員長代理 次に、寺前議員。

○寺前委員 私は、今度の年金関係の法律について一番みんなが聞きたがっている点の一つを最初に聞きたいと思うのです。

それは、今度の国家予算を見ますと、保険料の収入は前年よりも七千二百三十七億円で、総収入が三兆四百八十八億円となつてゐる。一方給付する方は、前年よりも四千九百九十七億円で一兆四千三百六十六億円となつてゐる。集める金の方が多くて出す金の量の方が少ない。そうして収支の残の方は、五十年間で二兆四百七十六億円で、たものが五十一年度では二兆五千二百十八億円と、単年度においても積立金がふえてゐる。給付の改善を宣伝する割には、集めるお金の方がどんどんふえていくというのはおかしいではないか、率直に言つてみんなの感じている問題は、そのことだと思ふのです。みんながそれで納得できません。

それで、いま平均的な勤労者の月収を十五万円と仮に位置づけてみると、保険料は月額にして五千七百円ぐらゐになるでしよう。五十一年度では賃上げがまあ一〇%あつたとしても、保険料率は、今度のこれによると一・八%引き上げになつて月額七千七百五十円ぐらゐになり、月二千五十円の負担増になる。物価上昇はどうなるか知りませんが、たとえば一〇%と考えてみると、賃上げと物価上昇がパアになつてしまふ。そしてかつてくるのは、保険料率だけはふえてくる。まして物価の値上がりも多くて賃上げが低かつたら、賃上げそのものにおいても国民に対する生活の圧迫がふえてくるのに、この保険料増によつて国民の負担増が加わつてくるということは、これは算術計算から見ても、だれでもわかる話だと思ふのです。

そこで、私はお聞きしたいのですけれども、何で厚生年金の保険料率千分の七十六を千分の九十四にしなければならぬのか。もちろん給付は五万五千円ぐらゐでしたか、六万八千円ぐらゐの平均にするという内容はあるにしても、保険料を上げぬことにはそれができないと言われるのか、上げなくてはならぬのか。生活を圧迫するといふことは事実でしよう。これは、ぼくがさつき第一の質問で言つた点だ。賃上げと物価高、その相殺諸関係と、そこに保険料が上がるという問題は生活圧迫にならないのか、これが一つ。そして保険料を上げなければ給付の改善ができないとおつしやるのか、それが第二番目の問題。両方を含めてひとつこれは大臣からお話をお聞きしたいと思ふのです。

○田中(清)大臣 いま保険料率の引き上げをめぐる議論がございまして、保険料を上げて生活を圧迫しないか、上げないにこしたことはございせん。上げなければ、それだけ生活の可処分所得がふえるといふことは間違ひがございせん。しかし、どの程度にこれで御迷惑をかけておるかといふことについての考え方はいろいろあるかと思ひます。賃上げ率といふものについても、予算委員会等でもいろいろ議論がございまして、基準内賃金と基準外賃金との問題もありまして、一概には計数的にはいかならうかといふように思ひます。なお、これにつきましては、単年度勝負の医療保険あるいは賦課方式の年金の場合ですと、先生おつしやつたようなことは、当然そうした論理から物を考えることができるかと思ひます。長期の給付である年金については、そうした単年度の短いサイトにおける考え方だけでは律し得ないことは、先生もすでに御存じのところでございます。したがらして、給付をこのままにしておつても保険料率は引き上げなければならぬといふのは、先生御承知のとおりでございまして、今回給付改善がございましてから、それが将来に

向かつて増幅されてゐる一面も実はないわけではございませう。いづれにいたしましても、保険料率といふものをこのままにしておいて、そこに目の前に金があるではないか、あるいはこれはできるではないかといふことについては、あるいはそういう理屈は成り立つかと思ひますが、長期の数理計算の上に立つてゐる保険財政では、やはりそうした考え方だけで律することができないといふことだらうと思ひます。ここにまた、実は積立方式における年金の財政について、国民的な理解を得ることに非常にめんどろな一面があるといふのが、私どもとしては非常に骨の折れる点でございまして、そうしたことを踏まえてお考えくださるならば幸せだと思ひます。

なお、細かい点については、ひとつ年金局長から答弁をしていただきます。

○寺前委員 それでは、年金局長にお聞きをしましう。

単年度では明らかにおつしやるとおりだ。問題は、長期だからだといふ御答弁だつたと思ひます。しかし国民の皆さん方に理解を得るのはなかなかめんどろだともおつしやつたとおり、これは理解に苦しむ話が多いのです。

そこで、聞きますが、長期だから将来困るといふのですが、将来といふのは、どの時期のことをおつしやるのでしうか。

○曾根田政府委員 いま年金給付費はそれほど多額でございせんから、賦課方式的な考えでやるという一つの考え方があり得ると思ふのですけれども、それでは一体、賦課方式、つまりそれぞれ年次の給付費をそれぞれの年次の保険料でもしうとした場合に、どういふ結果が生ずるかといふことを申し上げますと、これは将来一定の賃金上昇等を見込んだ数字ではございませうけれども、率直に言ひまして、現在千分の七十六も実は要らないといふことわけになるです。しかし、それは非常に極端な議論でございませうから、七十六を下げるということは、現実問題としてはあれですから、では七十六でやつて、その結果、一体どうな

るかといふことを見てみますと、昭和六十四年にはなりませうと、少なくともその収支残は当該年度としては赤字になる。しかしまだ積立金がございませうから、それでは積立金を崩せばいいやないかといふ議論が出てくると思ふのです。では、積立金を取り崩して一体いつまでもつかといふと、七十一年度で積立金がゼロになつてしまひます。それはそれでいいのですが、では一体、七十二年度からどうなるかといふことなんですけれども、それまでは七十六でやつてきたわけですね。ところが七十二年度になつて、一挙に約倍の千分の百四十六、実はそういうことになるわけなんです。一体そういうことが世代間の負担の均衡という見地から許されるかどうか、それをお考え願ひたい。

○寺前委員 ことは昭和五十一年でしう。そうすると、いまからざつと二十年先ですね。二十年先のことを心配をするのだ、その二十年先には千分の百四十六になる、一気に倍になる。それでは皆さんが値上げをお考えになつてゐるそのときの料率は、一体何ぼとお考えになつておられますか。

○曾根田政府委員 私どもは、将来のことは別にここでどういふことでもございせんけれども、一応いろいろの計画を持っておりますけれども、その中の一つの有力な案といたしまして、これは従来からやつておりましたように、修正積み立てによつておつね五年ごとの再計算のときに段階的に引き上げていく。今回九十四でおつねおつねの千分の十八程度上げ、七十六年以降は千分の二十程度飯に上げるといたしまして、この制度がおつねおつね成熟化時期に到達するとされておつね昭和八十五年度では、その料率が千分の二百六といふのが一つの計画でございませう。

○寺前委員 ちよつと正確にしましう。昭和七十一年度の段階には千分の百四十六にしなければならぬとおつしやつた。倍にするのは大変ですよとおつしやつた。そのときのおたく方がお考え

になっている段階的保険料率は、一体何ぼになっているのでしょうかは聞いています。昭和七十一年段階の料率は何ぼになっていますか。

○會根田政府委員 千分の百六十六程度でございます。

○寺前委員 大臣、どうでしょう。昭和七十一年に大変わりましたとおっしゃった。そのときの料率は千分の百六十六、ところが皆さんが考へになつて段階的保険料率を上げるの、そのときは千分の百六十六だった、大変なところか、おたくら自身が考へている料率が大変な料率じゃありませんか。これは一体どういふことなんでしょう。

○會根田政府委員 先生は、七十一年ですか、断面だけとらえておっしゃるので非常にびっくりするよう形になるのですが、問題は、一定の期間にきめて集約的に非常に大幅な負担増を伴うようなことが世代間の均衡として許されるかどうか。ですから、先ほど申し上げましたように、やはり年次の間にならなければならぬ負担増をしていかなければいかぬのではないかと。したがって、五年ごととの再計算でおおむね千分の十八といふことは、これは年間にならせばおおむね千分の三といふ四つとに上上げていきたいと思います。ですから、五年前の制度の人と五年後にこの制度に入つた人とは千分の十八程度の差で済む。ところが非常に極端な賦課方式を貫けば、翌年度、たつた一年度の違いで保険料が倍になる、そのようなことが一体、その時代の被保険者に許されるはずがないといふのが私の考へであります。

○寺前委員 二十の青年でも、前年まで学校におつた人がこの年に就職をして年金を掛ける、そのときにどつちの方式をとろうと千分の百四十、片方は千分の百六十六、片方はおたくの言われる千分の百六十六だった、従来どおりの方式の方が安いのです。その青年は歴史的な昔のことは知らない。千分の百六十六取られるのか千分の百六十六取られるのか、大変だと皆さんはいまおっしゃ

っているけれども、そのときに初めて掛ける人間にとつては何か大変なのか、これはおたくらがいつくられる方式の方が高うて大変ですが、その人間にとつてはそういう結果しかないんです。単年度の話なんだから、そのときの時点の話ですから。

それから、長期にわたる人であつて、長期にわたつて、二十年間にわたつて料率は低くあつて、そのときに一挙に倍になるというの、率としては大いにかもしれない、そのこと自身において。だけれども、その間にいづれいといふとどんどん行つて、その段階に至つて大変だとおっしゃつたときに、単年度大変なのは、むしろいまから段階的に高めていく金額の方が高いのだったら、何か積立方式に問題があるのじゃないかといふことを言わざるを得ないのじゃないですか。何か大変なのか、結果として、このお金の助かりましたという結果がちつとも出てこないじゃないですか。これは、きわめて単純な、数字は局長さんから出してもらったのだから、これは専門家でなくたって、まして大臣は、長年専門家としてこの分野に造詣の深い方だから、私はきわめておわかりになる話だと思ふ。大臣、どうでしょう。

○田中事務大臣 これは年金の財政方式の基本にかかわる問題でございまして、いま先生一遍に倍になるといつたつて、そのときに初めて加入する人間は、それはそれとして受けるのだとか、あるいはそういうふうな倍になつたつて、いままで安ければ得たといふふうには言いますが、いま千分の十八上げるといつても、この騒ぎでございまして、そこでもつて倍なんと言つたつて、とても言うべくして行われることではございません。したがつて、段階的に上げていくという方が實際的でございまして、世代間の公平にも相なるといふこととでございまして、こういう方式を現在とつてい

るわけでございまして。
しかし、年金の財政方式というものは、何もこれだけでございせん。いろいろと今後とも考究することについてはやぶさかではございせん

が、今日やはりこうした修正積立方式をとつていふ場合においては、私は、こうしたことの方がより實際的であり、また被保険者のためになるといふふうに思つております。

○寺前委員 大臣のおっしゃること、私には一つもわかりません。将来大変だといふのに、将来出てくる数字は、いまの延長線上の方が安いといふのだったら、将来何にも救われることにならない、これ以外に言ひようがない。これは私、明確にこのことは言つておかなければならない、こういうふうに思ふのです。

そうすると局長さんは、次には、いや七十一年度の段階ではなくしてもうちよつと先の段階を説明させてくれといふことを思つておられるだろうか、どうぞそれを説明してください。

○會根田政府委員 いや、私はその前に、現在の姿をお話しした方がよろしいのではないかと思ふのですけれども、将来大変だといふことも言つていまして、要するに今回の改正で、本来必要とされる保険料は幾らかというのがすべて基本でございまして。これは男女全部平均いたしましてこれだけの給付内容をするに必要なら保険料、もし将来とも変わらない保険料として取るならば幾ら必要か、これが基準保険料でございまして、これは千分の百五十でございまして。ですから、財政の健全化といふ点から言へば、しかも将来にわたつて同じような負担といふことで言へば、本来から言へば千分の百五十取るべきではないかという意見も十分成り立つわけではございません。それを現実問題として一挙にそこまで持つていくことはできません。特に昨今の経済状況もございまして、ですから私どもは、いろいろ考へまして、男子に

つきましては千分の九十四、しかし、もともと百五十の保険料が必要なんですから、いま低ければ将来高くなるのはあたりまえなんです、きわめて簡単なことなんです、要するにいまの人が楽をするれば将来の人が苦勞をする、それだけのことなんです。その程度をどれくらいにしようかといふのが、修正積立方式のもとにおける段階保険料の設

定でございまして、将来の問題とおっしゃいます、実は現在の問題なんです。その点をひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○寺前委員 もうこれは深追ひしませんが、将来の問題で現実の問題です。現実の問題だったら、単年度でめんどうを見ていくような生活様式をまず基本に据えなければいかぬと一番最初に言つたわけですが、賃上げが物価上昇よりも少なければ、それだけでも大変。国民生活が豊かにならなければ景気の浮揚なんてあり得ない、購買力がない。そこへこれでもつてまた下げる、生活を抑えるという役割をするといふのだから、そのこと自身何にもよくならないのです。そういう段階に、単年度を見たら、給付の改善のために金がないといふ相談ではないといふことは、大臣も認めた。そうしたら、残つてくるのは、将来負担をいまから軽減しながら考へているのだ、では、その将来計画といふのは一体どうなつてゐるのだ。七十二年までは、こんな調子でいつたつて、そうやういふきません。二十年間、それこそ国民生活安定のための上げる方式をとらない方がいかに決まつてゐるのだから、そういう点から考へたら、さらにもう一つ、将来を言われるのだったらばくは議論しますけれども、されないからもうこれはやめます。

次にいきます。これはもう百も承知した論議だから次にいきますが、その次に問題になつてくるのは、これは積み立てをせよとするけれども、一体これもまたどう考へても理解できない、将来のために積み立てておくというが、これは一体利回り何で運用するのですかな。ぼくが知っている限りでは、昭和五十一年から五十五年まで六・五%で計算しておられること、ところが物価の方は一〇%前後上がるといふことで、積み立てを計算される以上は、お考へになつてゐるわけでしょう。物価が一〇%上がつて、積み立てが六・五%だといふことになつたら、だれが考へたつてそんなものはおかしいじゃないか、目減りするだけじゃないか、こうなると思ふのです。これはもう

常識です。常識的に見てはそう思うのだが、これは局長さんでなくたって大臣お答えできる話だと思う。

現に、あなたたちの計算のプランを見せてもらいましたが、一番積立金のピークになる時期はいつだろうということで、ずっと表を書いてあつて、八十五年というのが一応出ていますね、八十五年までのやつは。これはばくは資料としていたから、その資料に基づいて言うんですよ。そうするとこうなっています。昭和八十五年の年金給付の総支出は百四十三兆円余りになっている。この計算には五十二年から五十六年までは一〇%のスライド、五十七年から六一年までは八%のスライド、六十二年以降は六%のスライドなどを仮定して、この計算方式はずっと計算されています。ところが要するに、このスライドというのは、現実には金の値打ちが合わないからスライドするわけでしょう。実質価値を維持することができないから、それでスライドするわけですね。そうすると、現状において五十一年度末の積立金は何ぼになる計算になっているかという、五十年末で十二兆円、五十一年度末で十四兆円、これをスライドをやらなくて、実質価値が変わらないでいまのままだということとずっとこの金の計算をしていったら、要するに現在のこの十四兆円という積立金は、八十五年には、このスライドを計算していったら、十分の一の価値しかないという計算になっているのじゃないですか。十分の一の価値だ。そうすると、いま積み立てる金が長くなればなるほどその価値は落ちていく、目減りしていくのだというところは、この数字からも皆さん方が初めからその計算をしておられると思う。目減りを計算をして積み立てをやはり考えていかなければならぬということになっているわけですね。これを考えたら、積み立てというのは、もう一度もとに戻って、どこから考えたって、積み立てれば積み立てるほど金の値打ちを下げさせている、実質価値を維持していないということをやっているのにすぎないのであつて、そんなものとはとてもな

い、お金をほかす役割りをさせているではないか。ここに賦課方式というのを検討しなければならぬ要因を持つている。したがって、また掛金をいま単年度別に上げなくても給付の改善はできる、この状況の中で上げる必要はなくなるのじゃないか、私はそう思うのです。

これは、もう細かい算術計算は要らないはずですから、大臣、私は、この面からも何も積立方式にこだわる必要はないんじゃないか、速やかに賦課方式に変えられるべきだと思ふのだが、いかがでしょうか。

○曾根田政府委員 数字のお話はよいということでございますから、積立方式か賦課方式かの点でお答えいたしますけれども、この年金制度の仕組みとして、基本的に、当初からもう一定の資格期間というものを年金支給の要件にしない文字どおりの賦課方式の年金を設計する、これがこれから新しい制度をつくる場合の議論としては、一つの議論としては成り立つと思ふのです。現に福祉年金は現在、租税負担による賦課方式という形でやっておるわけですね。しかし日本を初め諸外国の年金制度というものは、やはり一定の期間、その期間の長短はございますけれども、一定期間とにかく保険料を払って制度に加入しておつて一定の事故が発生した場合に年金を支給する、これが拠出制年金でございます。そういう仕組みをとつておる制度は、必然的に一定期間経過するまでは収入はあつても、支出は制度として原則的にないわけですから、当然その間はその差額が積み立てられる。もちろん積立金としてその運用収入を将来の収入に期待するということ面もございましてけれども、しかし何も私どもは積立金をためるために保険料を取つておるのではなくて、積立方式による年金制度の経過的な問題として積立金が累積されるということでございます。

そこで、長い間に何か非常に大きな積立金がつまんでいくというような印象を一般に持たれるのですけれども、実は年金制度にとりまして、あとかだか二十年ないし三十年で成熟化の段階に差

しかかるわけですから、そういう意味では、現在賦課方式云々という議論は、経過的な一時期の議論としてしか意味がない議論ではないか。ですから、もちろん制度の基本として、先ほど言いましたように、資格期間は要らない、一定の事故が発生すればだれにでも年金を出す、そういう制度をつくるなら、こういう問題はもとと起きない。しかし、そうではなくて一定の資格期間を要求すれば、その結果、必然的に積立金は累積されるを得ない、それを御了承願ひたいと思ふのです。

○寺前委員 これは、だれにでも年金生活ができるようにするというのが国民皆年金の趣旨じゃないのですか。だから、そういうふう考えたなら、年金というものを一定の年齢に達した人にすべて支給するということになったら、それを若い諸君たちが皆で持ち合つて老後を保障するというのは当然だし、しかも一番重要な問題は、今日戦後三十年たつていますが、私でもここにいま一円札を何枚か持っています、しかし二十年前は、こんなものは一枚だつて入つてない。そうでしょう。紙切れがかわつてしまつていくんですよ。金の値打ちの違ひというのはそんなものです。だから、積立金がいっぱいふえると大変だけれども、大したことはないのだと言われる。それはそうでしょう。その時期になつたら金の値打ちは変わつておるのです、いままでの歴史から見ると。だから、積立方式というものは、基本的に目減りをさせるものであつて、そんなものはひどい話だ。それを利用する人は、たくさん金がつまればたまるほど結構かもしれないけれども、現実の国民にとつては何も負担増をしなければならぬ理由にはならない。

この問題は、もう終わりますが、大臣、基本的にこの考えを直していただいて、現実的に国民生活の關係から言うならば、値上げはさしたつて何にもまして直ちにやめられることを私は要望します。

次に、国民年金について聞きます。国民年金の加入者というのは農民や商工業者、零

細企業に働いてる方々、一般的に言うならば、低所得者が多い分野になると思ひます。そこで、先進資本主義国においても、制度の違いはいろいろあるにしても、当然国民年金のようなものがあるわけですが、こういう層の諸君の年金問題は一体どうしていいのか、財政負担について私は聞きたいと思ふのですが、ひとつフランスの例でお願いしたいと思ふ。フランスでは一休個人が負担がどの程度占めてるのか。それは専門家だから年金局長にお聞きしましょう。

○曾根田政府委員 非常に概括的な資料しか手元にございませんで、詳細なものは後ほどまたお届けしたいと思ひますが、フランスの一般制度、これは被用者の約七〇%というところになっておるのでございまして、一応費用は労使で負担して、原則的に国庫負担はない。もちろん、そのほかに国民連帯基金という全額国庫負担によるのが基礎にございまして、いわゆる一般制度である被用者年金については、そういう状況でございます。○寺前委員 もう一つようわからぬ、きちつと云つてください。

○曾根田政府委員 この国民連帯基金というのは、日本の場合、必ずしも国民年金相当の一般公的年金と言へるかどうかわからぬ、福祉年金的な性格でございまして、ちよつと事情が違ふのではないかとと思つております。

○寺前委員 何を言つておられるのかよくわからぬぞ。要するに農民層やそういう層の年金制度というものは、財政負担はどうなつておるのだと聞いておるんだ。本人負担で全部やつておるのか。だれでもいから説明してくれ。

○竹内説明員 私の知つておる範囲で答えさせていただきます。

農民を対象といたします年金制度につきましては、保険料は必要財源の十分の一程度しかないと思ひます。それから商工業者を対象といたします制度につきましては、保険料で賄ひます財源につきましては、大体三分の一程度だと思ひます。

○寺前委員 ようわかつた。ばくは、いろいろ細

かいことは国会図書館の平山さんという方でしたか、この前フランスへ行かれて研究してこられたものを読ましてもらつたし、お話を聞きました、いろいろな制度があることは大体聞きました。

そこで聞いた問題というのは、いまの連帯基金の問題なんです。社会連帯基金というのですか、何かそういう種類のものがある。要するに社会的な責務を持たなければならぬという思想が、この年金制度の中に課せられているという問題、私は、これは当然日本でも研究すべき題材だと思うのです。たとえば農林漁業の従事者を見ると、昭和三十七年には三七・五%であったものが四十二年には三六・三%、四十七年には二七・五%と、この分野で働く人たちは激減してきている。そして、ここで食えなくなつた人たちが労働者になつて働くようになってきて、農村の疲弊が起つてきている歴史的な客観的な事態、フランスも同じような事態の中で、この社会的責務を大企業が持たなければだめじゃないかということが論議になつて、こういう分野に対する負担をやるうじやないかという話となつて発展したのがフランスのこの連帯の話です。明らかにこの財源については、一般的な国庫のほかは大企業が責務を持つという社会連帯的な年金特別税を考へる必要があるという問題は、国際的にいま全体として検討が始まつている、実施されつつある。

さてこのときに、この国民年金について、日本においても当然考へるべき筋合いのものではないかと私は思うのだけれども、大臣、いかがなものでしょうか。

○田中事務大臣 諸外国の制度、私は、無学でよくわかりませんけれども、私の知っている限りでは、私、世界各國の年金制度を、諸國を歴訪して調べましたが、やはり諸外国でも被用者年金は非常に簡単にできて歴史も古いのですが、自営業者、日本で言う国民年金系統のものについては非常にむずかしい、発足がおくれ、歴史も浅く、また成熟化もいまだというような状況であつたよ

うに私は思います。

いまおっしゃつたようなことについて、われわれ日本においても、そうしたことを参考にせよというところについては、私も参考にいたしますが、現行制度におきましても、国民年金においては、いわゆる一般会計に依存するところが大きいというの、やはりそうした思想と相似たものがあるのではなからうかというふうに私は思います。

○寺前委員 似てはいないのです。ちよつと違うんですよ。国庫は国庫で持つのです。それとは別にそういう社会的な連帯税という問題を考へたんです。これは、いろいろなほかの要素の経過のあることも事実ですけれども、しかし、それは着目すべき問題ですから、ぜひとも御検討をいたされたというふうに思います。

しかも、私が、ぜひとも検討してほしいと言ふのは意味があるのです。というのは、私も申し上げましたけれども、単年度を考へてみて、あるいは二十年先まで考へてみて、厚生年金の方には何も掛金を上げなくても二十年間運用すること、可能性を一方では持つてゐるわけです。片一方ではそういう可能性を持つてゐる。その中にはもちろん給付の改善とか、あるいは労使の負担割合の問題とか、改善せねばならぬ点はいっぱいある。あるけれども、いまの体系は、それなりに負担増をしなくても二十年間やっていく財政上の問題はあります。ところが問題は国民年金です。国民年金はそう簡単に財政力があるというわけにはいけません。この場合に、フランスのような発想法をわが年金の体系の中に持ち込んで、たとへば緊急措置としていまの掛金が、先ほど千分の四十か五十あつた単年度はいけるというお話がありましたが、それと異なります。いまの状況の掛金率すら要らない状況なので、そこで労使の關係の七、三負担問題も考慮に入れて、もしも大企業に對して一定の負担を持たせる、全体として料率は少し下げるといふことをやっても、五千億やそこらの金というのは、私は、いまの連帯税的なものを考

えたならば、そうしたら国民年金の方の財政にとつては大きな位置を占めさせることができる。そうすると、さらにいくならば、私、去年お約束になったと理解をしておりました二万円年金の話の水準の問題への道だつて、財政的に検討することは可能であつた、私はそう思うのです。ですから、このフランスの検討された内容の水準、すなわち大企業におけるところの社会的な責務を果たす特別税の問題については、重要な課題として速やかに検討されるように私はお願いをしたいと思います。それが一つ。これは大臣のお答えを再度お願いしたい。

それから第二番目に、今度の国民年金の財政です。これを見ると、給付費は七千三百三十六億円で保険料収入が三千九百九十億、一般会計からの受け入れとして千二百億、そして千六百八十九億というの、これは積立金を取り崩してここにほうり込むのだ、それと新しい積み立てとして一千二百億、こういう收支バランスを提起しておられますが、今度の法改正によつて国民年金の給付時の三分の一の負担を國がやるというふうに改正されますね、これに伴つて予算もこういう形で出てきた。ところが、その三分の一の、積立金を取り崩して負担をしてゐるのだということになつてゐますね。あの積立金は、國の分もあるかもしれないけれども働く者の側もあるのだ。國の側だけが積立金を取り崩して、國民の側は一体どうするのだ。勝手じゃないか。いわば自分の方は賦課方式に近いように現実の金をさつと使うという方式を云々して、國民には積み立てをやらして、いま財政が困難だから窮余の策としておやりになつたのだらうと思ふけれども、困難なのは國だけでなく國民も困難なんだから、やののだから一緒にやるべきじゃないのか。その点はいかがなものでしょう。

この二点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 フランスの制度につきましては私、詳しく知りません。いずれ時間を得ましたら、私としてはよく勉強をいたしたいと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、国民年金の財政はまことに窮屈でございませう。こうしたものの給付水準を上げるのに、何らかの形で財源を必要とするというところがなければ、給付増はなかなか困難であるというふうに思われるわけでございますが、先生おっしゃつたところだけによりますれば、大企業から特別な負担を求めてこうしたものに充てたらどうか、こういうふうなことだとするならば、日本の現在の税体系ですと、法人税の体系をもう少しあんばいをして、法人税で取つて一般会計の中に入れてやるのか、あるいはこうしたものについて特別の保険料を取り立てるのかよくわかりませんが、いずれにしても、これは法人税の一種の増税か附加税みたいなものを考へてゐるということになるかというふうなふうに思われます。その点は検討もいたしますが、今日なおかつ相当問題が多いのではなからうかと直感をいたしております。

いずれにいたしましても、国民年金の系統に属する財源手当てについてのみならず、社会保険一般の財源について、今後いろいろ考へていかなければならぬ場面において、私もとしては検討をする一つの参考資料にはいたしますが、いまだしく幅の広い範囲内で物を考へていきたいというふうに思つております。

第二点については、年金局長から御答弁いただきます。

○曾根田政府委員 この積立金の取り崩しというような言葉から、何か國だけがいままで累積したものを自分のふところに入れたというふうなふうに、ちよつと誤解される向きもおありなんですが、これは全くそういう問題ではなくて、要するに國庫負担方式を、いままでやつておりました拋出時に持つという方式を給付時に持つという方式に切りかえた結果、そうなりますと、結局いままで拋出時の負担として積立金の中に累積されてい

いう議論もあつたように私、記憶をしておりますが、いずれにしても、こうしたものについては余り税金をかけないでいただきたいものだなというふうにも思っておりますが、政府内部ではまだこれを非課税にするということについてのコンセンサスを獲得していないというのが実態だと思ひます。

○石母田委員 つまり、こうした二重取り的な、働いているときも勤務所得税を取られる、そうして働いたものとして社会保障として得られる年金からまた税金を取られる、こうしたことはどんなに考えても不合理、不当なものであることは明らかであります。したがって、いま厚生大臣が大蔵省に交渉しているけれども、なかなか政府内部のコンセンサスを獲得できないと言っているけれども、最大の障害は一体何なのか。それでまた、今後ともこれを毎回繰り返してコンセンサスを獲得できないという理由でこのままにしておくつもりなのかどうか、もう一度私は大臣のこの点に対する見解と、大蔵省とか言っている根拠に対して厚生省は一体どういう反論を持って臨んでいるのか、こういうことも聞かしていただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 私どももいたしましては、これについては、とにかく課税をしないでいただきたいというのを毎年申して折衝をいたしております。しかし現状は、さようなところまでいってないで、高齢者控除制度というもので中途半端なものになっているわけでありまして、今後ともひとつ努力をいたしたいというふうに思っております。

なお、私は税については大蔵委員長の経験があるのですが、余り詳しくございせんので、先生御熱心ならひとつ大蔵委員会で主税局相手に猛烈にやっていたら助かる、こういうふうにはまあ思うのですが、確かにこの主税局の反論の理由の中には、要するに保険料で納めた部分については、これを控除しておるといふことだから、この際、あのときに取つてないのだから、今度こつち

で取らなければならぬというふうなことを言っていたような記憶がございます。いずれにいたしましても、今後ともわれわれ努力はいたしますが、ひとつ先生も大蔵委員会等でまたいろいろと理論闘争をしていただきたいと思ひます。

○石母田委員 ずいぶん情けない答弁で、あなたからの御一任があればいつでも交渉しますし、また厚生大臣にでもしてくればなおさらやりますけれども、大臣としても、あなたがいま責任を負っているわけですから、努力するけれども、いまの話だと、どうも大蔵省にはね返されて負けていくというふうな感じがなんだけれども、これを貫く上での新たな大臣の努力、決意というものを、もう一度大臣に確かめておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 大いに努力いたします。しかし、やりたいものですから、石母田さん、あなたもひとつ協力してくださいというわけで、決して石母田さんにだけ押しつけて私どものほうにしているとか勇気がないということではございせんから、念のためにもひとつ釈明をしておきます。

○石母田委員 これまた先ほどの問題でも寺前議員の要求の中に出ていましたが、スライドのいわゆる適用実施の繰り上げの問題であります。これは、おとしでしたか、ここである問題があらわして、そしてそのときは、たしか実務上の障害というものでありまして、その問題について私も業務課の方へ視察に行きまして、いろいろの問題点をつかんでまいりまして、厚生大臣にそれを要請し、四十九年でしたか、一定の解決が得られて繰り上げが実施されたわけですが、その後インフレがいろいろまた叫ばれている今日、この繰り上げ実施の要請は非常に高まっているわけでありまして、したがって、この問題についていまだのようにならざるを得るか、そして、それを實現する上で最も大きな障害は何なのかという点についてあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○河野(共)政府委員 スライドの実施につきましてですけれども、前年度の消費者物価指数という

のが確定いたしますのが、例年五月上旬ごろでございまして、したがって、私どもとしましては、このスライドを年度当初に適用して適用することにつきましては、支払い調整—支払い調整と申しますのは、結局物価指数が決定しました場合に、差額を支給し、あるいは増額支給した分を調整する、こういうような問題、あるいは失権の取り扱いというような問題、あるいはこれは現在、五百三十万人を超える程度の受給者に改定通知を出されなければいけません、さらに毎年約百万人ずつ受給者が増加していく、こういうような増大する年金の改定業務というものがあつたわけにございまして、したがって、この処理のために数カ月を要するというようなことから、実施時期の繰り上げということにつきましては、相当な困難があるわけにございまして、

具体的な問題といたしましては、通算老齢年金の支給が六月でございまして、この改正ということになりまして、消費者物価指数が決定するまでからわずか一カ月ぐらゐの余裕しかない。この間に改定通知を差し上げるということは非常にむづかしい、かように考えております。

○石母田委員 そういう理由は、おとしの議論でもなされて、そして、あの後聞きましたら、プログラマーの方も一番ここが障害だったのですけれども、人員もある程度ふえまして、それから実務上の問題についても、かなりいろいろの問題のあったビデオも入ったようであり、改善がなされているようでございまして、ですから、スライドの問題について繰り上げについては、あなたがいま冒頭に言っているように繰り上げしたい、した方が、これは受給者にとつていいわけですが、ただ、その問題について、この業務上の障害ということ

が最大の困難のように挙げられておりますが、私の聞くとところでは、その点での一定の解決は前進していると思うのですけれども、さらにこのスライドの実施の繰り上げについて、一体そういう障害を除去して繰り上げを実施する意図があるのか

どうか、その対策なども含めてこれは大臣に直接聞きたいと思ひます。

○河野(共)政府委員 私どももいたしまして、このスライドの問題につきましては、かねて国会でもいろいろ御議論をいただいておりますので、この年度はコンピュータを一台、そういうような業務課の業務量に対処するための施策として増設する、こういうようなことも考えておるわけでございまして、当面通算老齢年金の支給が六月であるということが非常に大きな問題でございまして、そういう問題も含めまして、今後どういうふうにしなされたならば、スライドの時期をもっと早くすることができるといふことについて検討を進めておるところでございまして、

○石母田委員 大臣、いまのような答弁を事務当局がしているのですけれども、大臣としてもスライドの実施繰り上げにそういう努力、検討をされておるようではすけれども、それを促進させる上で大臣としての見解をお伺いしたいと思ひます。

○田中事務大臣 スライドの実施時期については、従来はもとと違つたわけにございまして、速やかにやれ、こういうことでございまして、たしか四十九年、五十年は本則ではなしに特例で八月、九月にしておるわけでございまして、大いに努力をいたしました。これからさらに短縮が早くやれないかどうか、これについては、私はできるだけ早くやりたい、かように思っております。そのためには人員、機械化あるいはまた、このやり方についての実際の年金の支給に関する制度といったようなものにも工夫を加える余地がないかといったようなことも考えて、できるだけ早くやりたい、こう思っております。理想としては、私はもう少し繰り上げることが必要だと思ひます。こう言われれば、私は、これはまた約束して来年しかられてはかたがたから申し上げませんけれども、私としては、できるだけ早くやるようにいたしたい。

なお、さつき言った通算老齢年金の期日が早過ぎるものですから、これについては、また少し考えなければならぬと思うが、原則としては、私どもは、そうした理想に近づけるための万般の努力をいたしたい、かように思っております。

○石母田委員 もう少し私はこの問題について真剣に考えてもらいたい。それでいま、いつも出される業務上の業務上の問題については、大臣も行ったかどうか知りませんが、業務課の一番現場のところで大変なところですね、そういうところについて、ぜひそういう障害になっている問題を解決して、いま言われるスライドの実施の繰り上げをできるだけ早く実施するということについて、そういう実態調査も含めましてぜひ大臣の緊急な処置をお願いしたいと思います。

○田中厚生大臣 例の高井戸の業務課には、私は就任早々行って、よく知っております。その後、一年ほど行っておりませんが、また、なにしようかと思っておりますけれども、とにかく早めることについては、いろいろな角度から努力をいたしたいというふうに思っております。

○石母田委員 もう一つ、これまた長い間の要望であり、ここでも再三論議されておりますいわゆる福祉年金の支給月の繰り上げ、特に一月にもうものを十二月にやしてほしいということ、これはいよいよ郵便貯金の問題であるとかいうことで、実務上といいますが、大きな意味での実務上の問題で障害になって、これが実現されていまい。あるいはまた九月にもうのをぜひお盆の八月にもうしたい、こうした問題について、私どもは、ぜひこれを実現させてあげたいという点について、田中厚生大臣として特別のこの問題に対する措置、努力をお願いしたいと思います、この点についてどうですか。

○田中厚生大臣 この問題については、さつき多賀谷委員からの御質問の問題とも関連をいたすわけでありますが、何と云うのですか、実際問題としてわかるのです。

着席

たとえば暮れに欲しいとか言うのですが、これについては、いまの福祉年金の支給の手続、業務の実態等々いろいろあるような問題があり、何よりかによりやはり郵便局の窓口問題というのが一番のネックになっているようにございまして、郵政等という話しておりますが、その方向に努力はすべきものと思いますが、いまにわかこれについて、十二月に払いますとか十一月に払いますとかいうふうなことにしてお約束はできませんが、事情もわかりますから、そうした方向で努力をいたしたい、こう思います。

○石母田委員 これは何年もかかって毎回そういう方向の、内容の御答弁なんです、今度こそそういう答弁が最後になるようにぜひとも田中厚生大臣の手によって実現していただきたいということ、を、再度大臣の見解をお伺いしたいと思えます。

○田中厚生大臣 いままでどういうふうにして答弁しておたか知りませんが、(石母田委員「いまと同じ」と呼ぶ)この形式は、あるいは文言は同じかもしれませんが、取り組み方は大分違っているように私は思うわけであります。ですから、郵政省とも具体的にいろいろ話し合いをいたし、そのネック等についても今日ぐらいいく調べているときは私はないと思うのであります。私も長いこと、いまこそ厚生大臣ですが、前には年金などに心を寄せている議員としていろいろ見てきたが、今日ぐらいいく精細にまたまじめに取り組んでいる時期はございません。したがって、答弁の内容は、文言としては同じであろうと思いますが、われわれの取り組み方についてはかなり前向きになっておるといことを御理解願いたいと思えます。

○石母田委員 いまの決意は、確信は、恐らく近くそういうものが必ず実現するだろうということ、を私も確信しております。

それではもう一つ、これまたあなたたちと絶えず論議して、いまだに解決していない労使負担割合の問題であります。

先ほどの答弁の中にも若干ありましたが、諸外国との比較を見ましても、この五割、五割、いわゆる半々の負担ということが法律で決められている。しかし実際には、労使間の中でのいろいろの論議あるいは協定などで実際の負担割合が変えられているところが多くなっているわけですね。そういうことが一体、法律上から言うとそれは違法行為というものになるのかどうかということについて、改めて私は厚生大臣の見解をぜひ聞きたいと思っております。

○田中厚生大臣 社会保険料の労使負担割合、これは長い間定着をされているのが国の制度でございます。これを要する、こういう御意見がいろいろあります。実態論とこれの法律上の位置というものの二つ出ているわけですが、これについては労使折半を崩した場合に税法上の問題が出てきやしないかというふうに思っています。ですから、この問題については、企業会計の上には大きな影響が出てくるというのが事実だろうと思えます。この労使折半の原則を崩すということについては、経済上の影響あるいは賃金形成の影響等々については、なおひとつお互いにこれは詰めていかなければならぬ問題があるというふうな思っております。

○石母田委員 つまり、これは健保でも厚年でも同じですけれども、使用者が労働者の分を一括して納める義務があるわけですから、これについては、納めない場合については罰則がありますね、しかし、その折半ということについての罰則はあるのですか。

○曾根田政府委員 折半について特段の罰則はございませんで、そういう意味では形式的な違反というところになるかと思うのですけれども、どうも私どもの立場では、保険料総額として事業所単位に納入告知書を発し、総額として受け取っておりますから、その中身がどうなっておるかとは直接的には把握できないわけなんです。ただ税の関係がございしますから、私は、その実態として労使で

何らか話し合いがあったとしても、少なくとも税の取り扱いがございしますから、税務当局への届け出は一応折半という形式になっているはずだと思うのでございしますけれども、それ以上の実態は詳細把握できる立場にございません。

○石母田委員 そうしますと、結局、国と使用者、納める義務者、そういう関係だけであって、その使用者と労働者がどのようなふうになっているかというところは、把握するすべも、税法上は別としてあなたたちとしてはないし、また、そこまで立ち入ってどうやっていくかということ、この法の実施を厳正にすると、そういうものとしては見ていないということですか。

○曾根田政府委員 いままでそのような事情もございしませんでしたし、まあ調べようと思つてあれすればわかると思うのですけれども、こちらとしては保険料総額が納入されておれば、それで一応手続的には完結しておりますから、従来はとかくその内部に立ち入ったせんさくはどうもいたしていないようでございます。

○石母田委員 それは大臣、そうするといまの答弁でよろしゅうございしますか。つまり、国としては保険料を納めてもらえばいいということでは、もちろん法ですからチェックはするでしょうけれども、それ以上の労使間の問題について立ち入ってせんさくするつもりはないということについては、いま答弁がありましたけれども、大臣としてはそれでよろしゅうございしますか。

○田中厚生大臣 実際の取り扱いについては、いま年金局長が申したわけでありまして、保険管掌の役所としてはそうした方向で相臨してきたということとどうも思います。しかし、開き直って、それでどうでもいいのか、こう言われまうと、やはり法律で定めているものでございしますから、それがそれでいいのだというふうにしり抜けにはまいりません。やはり折半をやっていただくのが正しいということ、法律を施行させるような立場に立たなければなりません、実際問題としては、われわれの方では把握もできませんし、またフォロー

もししていないというところであるというふうに御理解願いたいと思います。

○石母田委員 そうすると、たてまえはたてまえだけれども、そこまで立ち入ってせんさくするつもりはないということよろしくございませうね。いまの局長の答弁、そうですか。そこだけ、イエスかノーか言ってくださいよ。局長の答弁を要えるかどうかということなんです。

○田中務大臣 ですから、実際の取り扱いはそのうちのことであるということでありまして、開き直ってそれでいいのかと云って、せっかく法律の条文、原則があるのかかわらず、それはおまえらはさる法で知らないと言ふのかと言われれば、いやそれは困ります、こゝ言わざるを得ない。その辺のところで大石石母田さん、おわかりになるのではないですか。

○石母田委員 どうもあなたはいろいろアルファがつくから……。局長が答弁したとおりでよろしくございませうかというふうに聞いたのだから。そのとおりですとかプラスアルファとか、ちよつと気にかかるのもう一回、局長の答弁でいいのですか。

○田中務大臣 局長は実情を申し上げたわけでございます。

○石母田委員 なかなかそのとおりというふうに言わないけれども、その内容はそれとおりでたと思ひます。

それで、この問題については、いわゆる労働者の社会保障の原則からいってもいろいろんな社会保障の性質からいっても、本来は労働者の負担がない方が一番いいわけですが、さしたた使用使用者が七とかあるいは労働者が三とかというような問題で私どもは要求しているわけですし、またそうした要求が出ているわけなんです。この実施については、中小業者、零細業者の場合どうするかという実施上の問題はいろいろあると思ひますが、そうして労働者の負担をできるだけ軽減していくというものはまさに世界の趨勢であろうというふうに私は思ひます。このようところで、労働者と使用

者の負担割合を法によつてこうした規制をしていくという問題について大きな意味で検討していく、あるいはまた実際の実施の中で、運用の中でも、特に定額、そういうようなものに對する処置として負担割合を労働者には軽減する方向で変えていくという問題について、ぜひ私は検討していただきたいというふうに思ひますが、この点についてどうでしょうか。

○會根田政府委員 現行の負担割合をどうするかという問題につきましては、諸外国等の例もあるわけでございますが、これは単に保険料の負担というだけではなくて、企業内福利、あるいはもつと大きく言えばそれぞれの国における税体系等の問題も関係あると思ひますので、非常にむづかしい問題ではございませうけれども、将来の検討課題として考へていかなければならぬというふうに思ひます。

○石母田委員 当然御承知のことと思ひますが、昭和三十三年の社会保障制度審議会の「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」という長い名前の答申があるわけですね。この中には明らかにこの問題についての勧告もされているわけですから、ぜひこの問題について、いま申しましたような法改正も含めての再検討をしていただきたい。これまた御承知のように、雇用保険法の場合に、これまで五対五であったものが、千分の十三の七・五というのを今度八に変えました。これは、千分の三というのはいろいろ議論はあると思ひますけれども、とにかく法の改正によつてあつた問題も出てくるわけでございますから、ぜひ私どもはそうしたことも含めての再検討をしていただきたいという点で、これまた大臣から、いまの局長答弁でいいかどうかを答えてくださいます。

○田中務大臣 実態は年金局長の申したとおりでございます。これについては、単なる社会保険料の労使負担割合ということだけではなしに、やはり大きな日本の経済活動の中の、一つの問題点として大きく受けとめなければならぬ側面もあるうと思ひます。これは賃金形成にどういふふうに影響するののかという問題も一つあるだろうと思ひます。ただ、七、三にしたいのだけれども、今度のは労働者の賃金形成がそれを織り込んでやられたのと同じことだという議論も、私、実は耳にいたしました。そうした労働賃金の問題あるいは産業政策的な問題等々、いろいろな角度から検討はしなければならぬ問題じゃないかと思ひます。

○石母田委員 社会保障のあるべき本来の姿というのは、労働者の負担によるべきでない、国と資本金家がいづれか、あるいは双方これを負担するというのが、モスクワの第五回の世界労働組合大会で採択された社会保障憲章の中でも明らかに掲げられていた原則でございませうので、そうした方向への前進としてぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

最後に私、時間がございますので、いわゆる調整年金、企業年金です。厚生年金基金の問題について質問したいと思ひます。

まず初めに現状ですが、この加入者数、それから不況とかインフレの中でこの基金がどのような状況にあるか。たとえば解散というふうなもの申請がふえているとか、あるいはそうした問題が起きておるところが多いとか、現状、この不況、インフレの中でどうした変化が起きているかというところについて初めにお伺いしたいと思ひます。

○會根田政府委員 まず、現状でございますが、五十年三月末現在で基金の数は九百十七、加入員は五百三十二万九千人でございます。不況下における解散等のお尋ねでございますが、今日までに解散した基金は三つでございます。最近になって解散等の動きを耳にしておりますのはこのほか二つございませうけれども、まだ手続はなされておられません。

○石母田委員 その三つの中に日刊工業新聞の解散問題が入っていますか。

○會根田政府委員 すでに解散した基金の中には入っております。

○石母田委員 御承知のように、これまたこの国会で論議された日刊工業新聞の企業年金の問題について、これは都労委にまで出された問題で、その中で厚生省がこの導入に当たって、組合が残念ながら分裂しましたが、片方の組合の意向に反してこれを導入したというふうな問題が起きているわけでありませう。いよいよいよいよと言ふことになりました。申請が出されているというふうに入りました。この解散に対して厚生省が介入している、つまり解散を抑えるとか、あるいは解散の後に何か、これは加算型でありますから、代行型に変えろとかいふようないろいろの介入しき指導をしているというふうに入っておりますけれども、この点について聞いておりますか。

○會根田政府委員 この当該基金につきまして、関係者から将来見込み等の事情の聴取をしたことはあるようでございますが、それ以外の指導ないし行政介入と申しますか、そういったことはございません。

○石母田委員 これは申請されているのですか。

○持永説明員 現在の段階ではまだ解散の申請はされておられません。

○石母田委員 私の聞いてるところでは、四月二十一日ですが、規約改正が認められて、そして五月、それは一カ月間の何か財産の問題を出さないと解散の申請ができないというんで、今月末か何かに出すというふうに入っておりますけれども、そういう、すぐ出せるのですか。

○持永説明員 先般の規約改正が、大体事実上解散を前提にして規約改正の認可申請がございまして、それを受けて私ども規約改正の認可をいたしまして、近く解散の手続が出るだろうということでは当然私どもとしても理解しております。

○石母田委員 解散の手続が出ればそれを認めることになりませう。

○持永説明員 所要の要件さえそろつておれば当然認可いたします。

○石母田委員 この問題についてはどうかといううわさが絶えないのです。全体として、この企業年金については厚生省が積極的にこれを普及する、あるいは解散に対してはこれを抑えていくというような傾向があるんじゃないかということをお聞きしたい。もう一つは、企業年金、調整年金については、もうかつておる企業は保険料を、厚生年金の方を納めないで自分のところに加算するというような、大きく言えばそういう性質のものですよね。企業格差がますます大きくなる。それだけじゃなくて公的年金との差ができる。こうしたものが、いまそういう格差を何とかしてなくしてほしいということ、厚生大臣もこの前答えていたように、その一つに一元化の問題で出ているわけですね。こうしたことに對しては、まず格差をつくるようなこういう調整年金というものを一律普及する、あるいはこれを保護し助成するという問題について、創立の時代からわれわれは意見を持っていた。私、四十八年の六月の質問でもこのことについて質問をいたしました。私は、これから低成長率というふうな時期がかなり長く続くかもしれないというふうに言われている時期の中で、しかも不況とインフレ、このような時期の中、こうした調整年金、企業年金が存続していくという上においては、大きな困難がふえこそすれ減りはしないと思うのです。にもかかわらずこの問題については厚生省がそういう態度をとっている、政府は一体どういう考えでいるのかということについて、あくまでもこれを普及させる方向でいくのか、このような時期にそのあり方についても含めて検討されているのか、この点について私は大臣の見解を聞きたい。

○會根田政府委員 この厚生年金基金創設の趣旨はもういまさら申し上げるまでもないと思ひますけれども、実態をいましてはほぼ普及したんではないかというふうに私も見ておりまして、最近の数字を見ましてもこの一兩年は年間二、三十件の新設でございますから、問題は、このすでに認可されておる九百を超える基金を健全

に育成と申しますか、そういうことが私どもの主たる任務ではないかと思っております。正直言ひまして、四十八年の改正に伴ひましてこの基金制度のあり方については実はいろんな議論を呼んでおりまして、現在の基金そのものを将来どうするかというのは実は私も頭が痛いところでございますが、これは基金内部でもいろいろ検討がされておりますし、私もやはり、長い目で見れば民間企業におけるいわゆる企業年金というものは、諸外国の例を見ましてもむしろ最近では強化する方向でございまして、そういうことで対処したいと思っております。

○石母田委員 ちょっと聞きたいんですが、金融機関に対する積立金の額と、その金融機関が取っている手数料、ありますね。これの総額でいいますと、ちよつといまのところを説明してください。

○持永説明員 年金基金の資産状況でございますけれども、本年、五十一年の二月末で一兆三千六百五十億円でございまして、委託手数料でございますが、信託、生保、そういったところに業務を委託しております、その手数料が四十八年度分で八十六億円でございまして、

○石母田委員 これは大変なものだ。私がちょうど聞いたときは、まだ発足して間もないけれども、しかし四十八年のときには二千八百億くらいだった。それが一兆になつてゐるんだ。そしてその手数料が八十六億だ。これは大変なものですよ。ですから、金融機関が、企業年金をやるときには、入禁止が出るほどこれを取るために入ったというのには、これは名前は、この間出されたが、大きな銀行と生命保険です。もう一つ聞けれども、政府の保証債、あれはいま何%になつてゐます。いわゆる財政投融資資金の方だ。

○持永説明員 積立金の中で政府保証債の購入割合は二三%でございます。

○石母田委員 二割三分も政府の保証債を買って、いわゆる財政投融資資金に入つてゐるわけですよ。こういうことを見ましても、この企業年金というものが、いわゆる社会保障という基本理念からいって、明らかにこういう格差をつくるものをやつていく、あるいは労務管理に利用されていくという面に政府が一体どういう態度をとつてきたか。こういうことで、先ほど日刊工業新聞で言われてゐるような事態が言われるという中には、こういう金融機関が非常にこれによって大きな一定の利益を受けてゐる、あるいは政府がこれによって一定なまたこれを利用してゐる。こういうところに、企業年金のあり方にメスを加えて、本當にこれを一体このまま存続させるのはいいかど

うかという点で、含め検討を私にいます。さういふことと含めた再検討をもう一回ぜひ考へていただきたい。これは大臣の御答弁をお願いいたします。

○田中事務大臣 いわゆる企業年金、調整年金制度というものは、それはそれだけにまたメリットがあるというところで制度を創設したものでございまして。しかし、発足当時から、そしてその後、いろいろ問題点が出てきて指摘されてゐるところでございまして、したがって、私もこれはさうした問題点を克服して、企業年金というものが堅実にやはり育つていくというふうな方向で指導をしていきたいというふうに思つております。細かい問題についてはいろいろ改善すべき問題があるというふうなふうに思われまますが、それだからといつても企業年金制度、これをやめてしまふといつたようなところまではつながらない。やはりメリットもあることではございまして、このメリットを助長していくという方向で努力をいたしたいと思ひます。

○石母田委員 時間がなからこれ以上論争しませんが、さういふ育成するといふふうな方向については反対です。私はこの問題について、いますぐなくせとかなんとかといふことでなく

て、先ほどから述べておるような方向で、この間の国会、三年前に述べたような同じ理由から、この企業年金、調整年金について、いわゆる公的年金制度との関係、社会保障年金の根本からしても、またこれが現実に金融機関や政府のそういう財政投融資に使われてゐるという現状においても、このあり方について根本的な再検討を望んで私の質問を終わります。

○住委員長代理 この際、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○熊谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について質疑を続けます。岡本富夫君。

○岡本委員 この法案の前に、先日の委員会では、ベラベラ島の生存日本兵についてはっきりしたお答えがあつたときに大臣からもなかつた、前向きということだったのでありますが、その後厚生省としてどういふような検討をされて進めてゐるのか。

○田中事務大臣 援護局が来ますと詳しい御説明ができるのですが、この前のときはいつの御答弁だったか知りませんが、六日に関係者、たとえば当時あそこ作戦に参加しておつた帰還兵の人等に来ていただきまして様子を承りまして、その結論は、まずおらないのじゃないかと思ひますが、しかしおらないと断定もできない、こういうふうなお話であつた由であります。そこでわが方といたしましては、外務省を通じて現地政府に対して、かようなうわさがあるのを調査をしていただきたいというふうなことを政府関係で依頼をいたしたというところが今日の状況でございます。

「委員長退席、住委員長代理着席」その状況に應じましては、政府が直接のアクションをとり得る場合もあり得るだらうと思ひます。

議の過程に出てきた国会のあるいは委員会の御意思でございまして、したがって、われわれとしてはこれを尊重いたしまして、その実現方に努力をすることがたてまえでございまして。そういう趣旨でわれわれとしては附帯決議というものを受けておるわけでございまして、いかに関係がかわりまして、やはり附帯決議というものは残しておるわけでございまして、われわれはその後の政策策定については常日ごろ衆参両院の附帯決議というものをよく調べまして、この点は何かとかならないかと、この点は実現をいたすべきだとかいうふうな、十分その後の政策の策定についての非常な、参考というよりも一つのメルクマール、基準といったような考え方で臨んでいるのであります。

しかし、附帯決議の中にはかなりの複雑多岐にわたる事項がございまして、中にはすぐには実現をできないもの等もございまして、あるいは、ことし出したがその次の年に出てきた法律案、施策にそれを完全に実施していかないものも間々あることはあります、しかしそれも、国会の意思ですから、その機会にできなければ次の機会というふうな、かなり尊重をし、かなりこれに拘束をされてやっておるという事は事実です。事実われわれも、附帯決議はどうだったのだからかというふうなことを常日ごろひっくり返して見るということは、しばしば行政当局にはあることでございまして。

○岡本委員 まことに御丁寧な附帯決議に対するところの尊重度、附帯決議について今後努力しますと言っただけでしまいいはないという御発言をいたして心丈夫に思います。

そこで、これは先々国会ですか、こういう附帯決議があるのは御存じだと思ふのですが、児童手当につきましまして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議、児童手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

扶養義務者等に対する所得制限を更に緩和すること。

ILO第一〇二号条約の基本的事項の一つであることにかんがみ、長期的展望にたつて、積極的に制度の改善を図ること。

という中で、児童手当につきまして一つ念を押しておきたいのです。八月に国民の意識調査をして五十二年度に改正をなさるやに報道されておりますが、これについて、児童手当についてはどういう考え方で改正をなさるうとしておるのか、見直しをされようとしておるのか、この点をちよつと念を押しておきたいと思ふのです。

○石野政府委員 児童手当制度の今後のあり方につきましましては各方面からいゝる御議論がございまして。昨日の当委員会におきまして加藤委員の御質問にもございまして、社会保険制度全体の中での優先度の問題について疑問も出されておりました、それからマスコミ等におきましてもやや消極論等もございまして。一方、先生のように児童手当制度をぜひ補完すべきだという非常に強い御意見もございまして。そういう中で児童手当制度を今後どうするかというところは非常に大きな問題であるわけでございまして。そこで私も、国民の世論と申します、国民の目指す方向というのはどう考えておるのだから、そういうことについてやはりはっきりとした状況をつかまえて、そしてその上に立つて児童手当制度の今後のあり方を考えていきたいと思います。

○岡本委員 そうしますと、先ほどお聞きした大臣のお話とちよつと違つて思ふのです。と申しますのは、この国会の附帯決議を尊重して、そしてそれに向かつて努力をするのだ、ことしできなければ次の機会にやるのだ、こういうお話なんです。あなたのいまの御答弁では、マスコミが消極論をとつておるとか、いや何だかんだ言う。それで附帯決議を尊重するのではないんじゃないでしょうか。この点ひとつ。

○田中国務大臣 附帯決議については一般論を私

申し上げたわけでございまして。しかし、附帯決議がついた後にもいろいろな事情が変わつてくることもございまして、また、国会の御意見等は最高に尊重いたしますけれども、やはりその他の世論というものも行政当局は考えなければならぬということだろつと思ひます。

そこで、具体的に児童手当の問題でございまして、いま児童家庭局長が申しましたとおりいろいろな御意見がございまして。附帯決議をなさつた国会の中でもいろいろな議論をその後なさる方々もおられるわけでございまして。したがって、一体児童手当に対する国民の考え方、そして二ードというものはどういふものであるかというのをもう少し正確につかみたいというのが今日のわれわれのこの問題に対する考え方でありまして。もと

もこれについては、日本の社会的風土の中に児童手当というものを一体どう位置づけたならばよいのかという点について、いま少しくわれわれは深い省察をいたすべきであるという議論が出てくるところでございまして、そういう日本の社会的風土の中に最もなじみ、最も有効な児童手当のあり方はどういふものであるかということについて考えることも、私は政策担当者としては必ずしも不当なことではないというふうに思われるわけでございます。そうしたことを踏まえて、ことしいっぱいそうしたことについての努力をいたし、児童手当制度の今後のあり方についていろいろとわれわれは検討をし、施策を進めてまいりたいというのが今日のわれわれのこの問題に対処する態度でございまして。

○岡本委員 この附帯決議がされてからまたいろいろなことを言う人もいゝるという話でありますけれども、附帯決議は超党派で、要するに国会で決めたことですね。いろいろな人の個人の意見はいろいろあるうと思ひますけれども、当委員会できちつと決めたそのものに向かつてやはり努力していく。いま大臣はそれに向かつて努力をするため私には非常に賛成だと思ふのですが、その点だけでも

う一遍。

○田中国務大臣 調査をいたすから児童手当制度をこの際やめてしまふとか、あるいはこれをひとつ低めていくとかいふような考えは毛頭ございせん。要するに、さつきから言うように、日本における児童手当制度というものがどうしたならば本当に国民の二ードに合うのか、そうしてまたそれは一体どういふ形で考えていくのがよいのか、具体的な施策としてはどうあるべきなのか、そういった広い範囲の問題を踏まえてこの際ひとつ考えてみよう、意見も問うてみようということでございますので、したがって、調査をすることが、政府が児童手当制度について何かこれを附帯決議と違つた方向に持つていこうというふうなことはございせん。

○岡本委員 後におつしやられたことはこれはもう関係ないのですよ。それは文句というのです。そうじゃなくして、最初おつしやつたように、この附帯決議に沿つてこれからさらに日本の風土に合わせ、またよくしていくという、そのための調査だ、そういうふうに最初おつしやつたんですから、それで終わらなんだ。調査することが何かというのを後でおつしやるからちよつとおかしいのです。

○田中国務大臣 岡本先生、何か調査をすることが心配でならぬようなことを言うものですか私にはそういうふうに申し上げているわけでございまして、前段が私の主要な論拠でありまして、あとは岡本さんの御心配に対してお答えを申し上げたわけでございまして。

○岡本委員 それならばまことに結構だと言つておるわけですから。そこで、私が五十年三月二十日に当委員会におきましてこの児童手当の問題について質問したことがあります。そのときに田中厚生大臣はこういふふうに答えられておる。「児童手当制度、これは私は、社会保障制度としてはヨーロッパの国で発達した制度でございまして、日本においてはこの制度が全く必要ではないと考えませんが、

しかしやはり日本の風土においては、この制度が社会保険制度の中で一体どういうランクを占めるであろうか「云々」がありまして、「ヨーロッパの国のようないわゆる能率給主義、能力給主義の国、わが国のような年功序列型で、能力給主義の体系の中にある国々において、勤労者が、子供が大きくなって、子供が育ち盛りに必ずしも給与がふえないという、そういうことをカバーするためできた制度であるというふうに聞いておるわけでありまして、日本のような年功序列型賃金」では云々と書いてあります。

それで私、このときは時間がなくてあれだったのですが、年功序列型の賃金というものを調べますと、これは大企業に勤めていらっしゃる方、こういう方には年功序列型の制度もありまされども、普通全体に見ますと、勤労者の中には中小企業に勤めていらっしゃる方あるいは自家営業をされている方あるいは農民の方、こういう割合を見ますと、年功序列型の賃金制度の方は少数ということでありまして、したがって、私は、大臣が御答弁になりましたこれはちよっと一遍考え直していただきたい、こういうふうに思うのですが、いかがでございますか。

○田中務大臣 まあ、どの程度であるかということについてはよく調べてみなければなりません。しかし、わが国の賃金形態がヨーロッパ等々と比較をいたしまして年功序列型であるということは、これはどなたも異論のないところでございます。また、しかし、年功序列型賃金であるからということだけではございません。日本には独得ないいわゆるファミリーアローアンスといったような、家族給といえますか、そうしたことがまた日本独自の給与形態としてあるわけでありまして、欧米においてはこうしたファミリーアローアンスといふものは、日本的な形においては余りやっていないようにございます。こうしたいろいろな日本の雇用形態あるいは社会形態、社会情勢等々に対応していろいろ問題があるんだということを私は当時から考えておったから、さように御答弁申

し上げたわけでありまして、また、諸外国によっていろいろなことを考えてこの児童手当について考えている国がございます。ということは、どこか速記に残っているだろうと思いますが、スイスの児童手当制度について、いわゆる企業間格差というものをこれに利用しているということもございまして、事情は様々でございますが、そうした幅の広いことをこの際やはり日本でも一回考察をする必要があるというところが、そうしたことの伏線になっているものというふうに思います。

○岡本委員 当時の議事録、また当時も、非常に田中厚生大臣は児童手当に対して抵抗を感じておるのではないかと、先ほど一番最初に申しましたように、附帯決議を根本にして、さらにその実現に向かっての努力のためにいろいろ調査しているんだということでありまして、この一事で一応私は安心はできるわけですから、この一事で一応私は

そこで、われわれはまたいまの状況を見ますと、子供たちをほとんど全部高校、大学というように、教育費というものが非常にこれから上がっていく、そういうことを考えますと、むしろこれからこそ児童手当が必要になる時代ではないか。教育費も非常に高いじゃないですか。大臣は何歳のお子さんを持っていらっしゃるかわかりませんが、小さい子供を持っていらっしゃる人は、非常に教育費も高い、こういうことでありますから、次代を背負う青少年または次代の人たちを育てるためには、やはりそういった第一子だけではなくして、二子以降も支給するような方法でひとつ積極的な見直しをいたしますか、こういううかがいをしていただければ非常に幸いだと思っておりますが、いかがですか。

○田中務大臣 私が児童手当制度に対して冷たいんじゃないかというお話ですが、そんなことはございません。あなたの方から見るとわが国の児童手当制度についていろいろ御批判がありますが、白地にこの児童手当制度をつくり上げたのは当時一議員だった私でございます。実はさ

ん苦労してあの制度というものをくり上げたわけでございます。そういう私なればこそまた、児童手当についてのいろいろな問題点や反省というものも胸の中に去来するということじゃなかろうか。考え過ぎだと言われればそれまでですが、無意識のうちに、児童手当制度を平面的にながめただけじゃなしに立体的に、いろいろな角度からこの制度をつくるときに深くタッチをいたした私としては、それだけにまた心配でなぬ一面もあるというところでございます。しかし、いま申し上げたように、こうしたことで今年度調査をいたし、今後の施策を考えるわけでございますが、そのことが直ちに二子以降につながるというわけでもございません。いろいろな角度において、どのような方向がよいかということをも面的に考察をしてまいりたいと思っております。

○岡本委員 先ほど申しましたように、生活費の構造が児童手当を必要とする構造に非常になつてきておる。したがって、この児童手当については私も提唱しまして、あなたも一生懸命やってくれたということに対しては了としますけれども、さらに前向きに拡大をしていくんだという調査であつていただきたい。

そこで、余り時間ありませんから、八月に児童手当に対するところの国民の意識調査を全国的規模で行おうというように話であります。どういう方法で、どういう調査項目で行うつもりをしておるか。この点は事務局から結構ですから、お聞きしておきたい。

○石野政府委員 今年度予定しております調査、実は三本立てになっておりまして、一つは、一般の国民、約一百万世帯程度でございまして、それから一つは、これはやはり事業主負担等の関係もございまして、事業主に対して、約一千万所の事業主に出しますけれども、それに対しての調査。それからもう一つは、いわば児童手当に関する程度、知識を持ってもらえるいわゆる有識者に対して、数は大体四百人から五百人

ぐらいになるかと思っておりますけれども、そういう調査をいたしたい。

調査の中身でございますけれども、これは一つは、現行におきます児童手当制度に対します国民なりあるいは事業主なりあるいは有識者の、そういう方々の認識、意識、そういうものについての問題と、それからもう一つは、やはり先生おっしゃいますように今後のあり方の問題が一つございまして、これは家族手当の調整の問題等いろいろございまして、いろいろな条件を加味しましてそういう今後のあり方についても御意見を聞きたい。それからもう一つは、現在行われております税制におきまして扶養控除制度がございまして、そういうものとの調整の問題、そういうような他の制度との関連、そういう問題について調査をいたしたいというのが中身でございます。

ただ、これはいま申し上げましたように非常にむずかしい問題がございまして、そこで、行政当局だけの判断でやりますと非常に間違いが出ると思っておりますので、一切この調査を行います際には、時に応じて学識経験者の御意見なども拝聴いたしまして、そして調査項目、それから調査のやり方、そういうものにつきまして策定を行っていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岡本委員 調査はそれとして、この割合を見ておりまして、事業主が千世帯で一般国民が一万世帯、これはちよっと比率が違ふんじゃないか。これは時間があつてから後で申し上げなければいけません。何人使つてどうだということもありまして、事業主の中にはこんな負担はかなわぬという方もおるわけですが、しかし国民の中ではこの児童手当ができてから非常に喜んでおる。もう一人できるの、今度は児童手当がもらえまうと、非常に喜んでおる国民の意思というものを私は尊重しなければならぬと思つて、その点ひとつよく考えていただきたい。

そこで私、実は田中さんを団長にしてヨーロッパに行つたことがありますが、そのときに西ドイ

ツあたりに行つておる日本人に直接会つていろいろ聞いてみますと、向こうでは日本人に対しては、永住している人に対してはこの児童手当を支給しているわけですね。要するに外国人にも支給しておるわけですね。そういうことを考えますと、日本も、長年住んでおる外国人にもこういった児童手当を支給していくというように幅を広げていく、こういうことはいいか。これをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○石野政府委員　ただいま先生御指摘のように、確かに西歐諸国では外国人の取り扱いにつきまして、適用しておるものもかなりございます。中には、いま御指摘の西ドイツの問題でございますけれども、これなんかは被用者だけに適用するといふようなことをやっております、各国それぞれ事情も違ひますので一概には申し上げられませんが、けれども、居住条件を厳格にしまして、たとえば四年以上住んでおるとか、そういうように居住条件を非常に厳格にしながら外国人にも適用しておる例が多いようにございます。

問題は、この外国人をどう取り扱うか、わが国の児童手当制度をどう取り扱うかというところは大変実はむずかしい問題でございます。現在、福祉年金なりあるいは児童扶養手当、それから特別児童扶養手当、そういう一連の福祉施策につきましては、日本国民であるということを条件にしまして支給しているわけでございます。児童手当制度もこれと同一になっておりますので、これをどうするかという点になりますと、やはり社会保障制度全体の中で外国人をどう取り扱うかという点を慎重に検討しなければならぬのじゃないかというふうなことを考えているわけでございます。

○岡本委員　年金の問題をあれしよと思つたけれども、これは次の大橋先生に譲りまして、いまの問題ですが、あつてみますと、外国では外国人を尊重する、そのかわり税金は税金でいただくというふうにはつきりしておるわけでありまして、次の機会に検討していただいて、余り、日本は厳しいところだとかあるいは排日運動が起らないように、やはり非常に温かくしてあげるといふ、一つの制度の中に組み入れていくということも検討していただきたい。これを最後に大臣から承つて終わりたいと思ひます。

○田中事務大臣　この種のもので外国人をどう扱うかということにつきましては確たる定説はございませんが、一定の傾向があるようにございまして、つまり、被用者保険では、国内にある企業に勤めている労働者については外国人であつてもこれに對して給付をいたすというのが大体的なプリンシプルのようでございまして、しかし、被用者年金以外のものについてはそういう扱いをしないといふのがまた大方の例のようでございまして、こうしたところから見れば、いまの児童手当については一部については確かに原則が貫かれていていふに思ひますが、一部についてはまたそうでないといふような一面を持つてはいる政策ではございまして、しかしこれについては今後さらに検討はいたします。しかし、いづれにしてもそうむちゃくちゃな線引きをやつてはいるわけではございません。

こうしたことでございまして、今後血の通つたやり方というものをこの間においてどういふふうにするか。たとえば生活保護法、これは国籍要件をとつてはありますが、実際問題としては、時と場合によつては外国人にもするといつたようないろいろな便法があると思ひますので、そうしたことをいろいろ考えてみたいと思つております。

○岡本委員　じゃあこれで終わりますが、大臣の答弁をいただいて、前の答弁から非常に前向きな姿勢を受けたという感じがございまして、これを機会にひとつぜひひつぱな児童手当を見直しの結果やつていただきたい。これをさらに強く要求をいたしまして、きょうは終わりたいと思ひます。

○住委員長代理　次に、大橋敏雄君。

○大橋敏雄委員　私は、昨日質疑しました年金法案に關しまして質問を二、三させていただきました。まず、今回の保険料率の一・八アップですけれども、これは大変な引き上げだということが再三

質問の中に出ております。私もこれについては問題だ、こう感じているわけですが、今回また標準報酬の上限の引き上げで二十万円から三十二万円になるわけですね。こうなつてきますと、たとえば三十二万円の賃金を受けている人の立場をとると、いままでの立場からいくと保険料の引き上げと標準報酬の引き上げとのいわゆるダブルパンチになるわけですね。これがどれほどの負担増になるか、計算なさつたと思うのですが、仮に三十二万円の報酬を取つてはいる人が今度改正案に従つてくるとどのくらいの負担増になるか、ちよつと計算なさつてはいるならば教えてください。

○會根田政府委員　三十二万円の方は、現行ですと二十万円で計算されますから、これは本人負担分だけ申し上げると七千六百円でございますが、今回の改正で一萬五千四百円でございます。大橋敏雄委員　確かにいまおっしゃつたとおり、現行でいきますと上限が二十万円でございます。したので、二十万円の千分の七十六の保険料ですね。それが二分の一ですから七千六百円ですね。今度三十二万円に上限が引き上げられますので、改正後は、仮に三十二万円の人を例にとれば、三十二万円掛ける千分の九十四、その二分の一で一萬五千四百円。その差は七千四百四十円ということになるわけですね。ちよつとこれは引き上げ過ぎだ。先ほど大臣の答弁を聞いておりました、年金というのは長期保険だ、将来を見通した立場での年金数値がなされるので、これはやむを得ない保険料のアップなんだ、料率のアップなんだ、こういうお話がありました。私も、給付改善をなされるのですから、保険料率を絶対上げちゃいかぬなどというやばなことは申し上げませんけれども、現実問題として物価は次々と上がつていくし、大変な経済情勢の中で、いま言つたような七千四百四十円も、たとえば三十二万円の人が一挙に負担増になるといふことはひど過ぎるんじゃないか、こう思ふわけですね。

また、厚生大臣は厚生行政の最高責任者であつて、今回健康保険の改正案も出されているわけですが、これについてはまた大変な批判がありま

す。これは仮の話ですが、この両方の案が原案どおり仮に可決したとすれば、こちらの方の引き上げも出てくるわけですね。たとえば健康保険の料の引き上げを見ると、現行ではやはり上限が二十万円ですから、二十万円掛ける千分の七十六、その半分ですから七千六百円ですね。三十二万円の立場をとると、今度は健康保険の方は千分の七十八だということですから、その二分の一で一萬二千四百八十円、こうなるわけですね。仮の話ですけれどもね。厚生大臣が考えていらつしやるようなことで法律がもし実施されますと大変な負担増といふことになるんですね。現状でいけば、厚年と仮に健康保険の負担を見た場合、一萬五千二百円であつたのが一挙に二萬七千五百二十円という、これは月にですよ、こんなに負担しなければならぬ。その引き上げの額だけ見ても、一萬二千三百二十円という大幅な引き上げになるわけですね。これはやはりどう考えても納得いかな

い、賛成できないところですね。これはやはり大幅に考えを改められる必要があると私は思ふんですけれども、いかがでしょう。

○田中事務大臣　保険料についてはいろいろ御議論があることは重々聞いております。御承知のとおり、厚生年金の保険料は標準保険料よりもはるかに下回つて修正率が高いということも、いまさら御説明申し上げる必要はないと思ひます。ただ先生、年金の保険料とか標準報酬の上限といううなもの、これは給付にリンクをいたします。したがつて、それだけにまたメリットも実は十分出てくるわけでございますので、これが取られつ放しであつて、本人に対する何のインディビデュアルな戻り、リターンがないといつたようなものではない。この点はむしろ医療保険とは問題が違

うわけでございます。そういう意味では私は、年金の方は標準報酬上限を上げるということが必ずしも本人に不利にだけ働くものではない、かなり実はメリットがあるんだということを考えておるわけでございます。医療保険については、本日の

議題ではございませんが、これはこれなりにまた費用がふえておるものですから何としてもやらなければならぬ、お願いしなければやっつけられないということでございます。

なお、私は、この年金の保険料の考え方というものは、短期にそのときそのときを見るということではなしに、やはり一生通じてものを考えていただく。いま自分がもらっている月給というものを今月全部使ってしまうというふうな生計の立て方というのは不健全だ。やはりある程度はリザーブをいたす。そして、それは今月の実質的な消費にはならないけれども、後日にこれを延ばしているんだというふうな個人生活の態度、これが公的形態でもって変わっているんだというふうにお考えくだされば、私はまた別な考えが出てくるのではなからうかと思うわけであります。

○大橋(敏)委員 私は、いまの厚生大臣の理論を否定しているわけじゃありません。それは確かにそうだと思いますけれども、現実問題、実際問題として現在の生活水準あるいは経済情勢の中にあつて見た場合に、やはりこれは大きく政治的な配慮が必要ではないか。ですから、年金数値上どうしてもこうなるんだから一歩も譲れないんだという考えは改めてもらいたい。何とかこれは国民の期待にこたえるように、あるいはその負担増が余りにもひどい場合には配慮するというのが、私は厚生大臣の英断ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○田中(国務)大臣 もちろん保険数理からいって必要な金額をどうしたいかというものは、これはこの種のもの管理している役所として当然の立場であります。しかし、一遍に急にふえては困るというふうなまた端的な国民の声もございします。そうした中に一体どこに調和点を求めるかというところで苦労したのがこの案でございますが、したがって、私どもとしては、せっかく御提案申し上げておりますので、この案でいっていただきたいというふうにただいまのところ申し上げているわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは、年金というものはおっしゃるとおり長期保険ですね。ですから、厚生年金でいえば、保険料を納めていて、条件さえ整えば六十歳になりますと老齢年金を支給しますよ、こうなっていますね。そうなりますと、計算上は六十歳になれば年金が約束どおり支給される財源が確保されるわけですね。そうならないければならぬはずですよ。しかし、現実問題として、厚生年金に入っている、六十歳になつても退職しない者にはあげない、極端に言えばそのうであるわけですね。しかしそれはひどいじゃないかというところでこれがまた修正されて、六十五歳以上の人にはこうだ、それから六十歳から六十四歳の者にはこうだと、二つの支給制限がいつま決まられ、しかも今回またそれが修正されようとしているわけですね。それで、それから、本来的に言えば当然権利としてもらえる立場にあるわけですから、その財源もあるわけですが、けれども、政治的な立場から、働いている人には少しがまんしてもらいましょう、こういうふうになつてきているわけですね。

具体的にお尋ねをいたしますが、現在のいわゆる在職老齢年金というものができましたために、現在この規定で年金をもらえていない人が一体どのくらいいるのか、厚生省おつかみになっておりますか。また、六十歳から六十四歳までの加入者がいまだどの程度いるのか。それからこのうち現に老齢年金を受けている者は一体どのくらいいるのか。そういうところをちょっとお尋ねをしてみたいと思います。——ちよっと、もう時間が限られておりますから私の方で調べた資料で申し上げますが、極端に食い違つていれば訂正してもらいたい。

いわれる、現在の規定で年金をもらえない人がどれくらいいるかということになると、厚生省も正確にはこの数字はつかない。そして六十歳から六十四歳までの加入者は約八十四万人と推定されている。このうち現に老齢年金を受けている者は約二万三千四百人、これは五十年の十二

月末の大体推計だそうです。そこで八十万人以上がいわゆる年金なしで生活をしている、こういうことになっていくわけですね。だから私が先ほど申し上げましたように、大体六十歳になればもらえる権利を持っているのに、働いているばかりにもらえない者がたくさんいるわけですね。ですから、それはいろいろ政治的な立場でそうされてきたわけで、少なくとも、今回の改正に当たっては一応の支給緩和がなされておりますけれども、私は、もう一歩それを掘り下げてという希望があるわけですよ。いまままで言ったことについて一応お答え願います。

○曾根田政府委員 この数字につきまして、細部につきましてはいま調べておりますから後ほどお答えしますが、先生お尋ねがございました開始年齢、制度上の開始年齢と実際の受給者の年齢ですね、これは当然ちろん異なるわけでございまして、これは在老というよりは、むしろ本来資格期間に結びつかないということ、そういうふうな事情から六十三とかいう数字も出てくるわけですが、でも、そこで問題は、財源計算上は六十歳というところではなくてあくまで実際の受給年齢で計算しておるわけですから、開始年齢が六十歳だから六十歳で計算しておるのではないかとということにつきましては、そのようなことはございせん。しかもそれは再計算の都度一番新しい数字で財源計算をして料率を設定するというやり方でございしますから、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 時間が参りましたので残念でございますが、では私の希望だけ申し上げておきます。今度、六十五歳以上の在職者に支給される老齢年金の支給制限の緩和が、標準報酬月額が十一万円を超えた場合のみ二割停止、現行は一律に二割停止でございますが、このように緩和されるといいますけれども、むしろもう六十五歳は全部この制限を取つち、全額支給、こういうふうに着み切つてもらいたい。

もう一つ、六十歳から六十四歳までの低所得の在職者に支給されている老齢年金の支給制限の限度額及び支給割合の引き上げでございますけれども、今度の改正案を見ますと、三万円から十一万円の間を三ランクに分けて、支給割合を八〇%、五〇%、二〇%と、こういうふうなランクづけがされておりますけれども、これは余りにもきめが粗過ぎる。もっときめ細かく、たとえばランクがいま三つに分かれているのを、一、二、三、四、五、六、七ぐらいに分けて、八〇%、七〇%、六〇%、五〇%、四〇%、三〇%、二〇%、このくらいのきめ細かいランクづけにすべきではないか。そうでないと逆転傾向が出てくるんですよ。

〔住委員長代理退席、委員長着席〕
たとえば、現在六万四千円の賃金をもらっている人が八割支給になると五万一千二百円ですから、結局その人が受け取れる金額が十一万五千二百円になるわけですね。六万八千円の賃金をもらっている者は五割になるわけですから三万四千円、合計すると十万二千円というふうなことで非常に矛盾が出てくるわけです。ですからその点も細かくこれは分けてもらつてランクづけしてもらいたい、これも強く希望します。

この点についての回答をいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。
○曾根田政府委員 御意見として承つてまいりたいと思ひますが、後段の六十四歳未満の在職老齢のおしやるののもっともな御意見で、ランクづけによるその段階ごとのばらつきを少しでもなくするという点ではその方が望ましいのですが、一方逆に、事務的な立場もございしますけれども、もっと簡素化する、数を少なくする、そういう御意見も非常に強くございします。そういうこともございまして昨年の改正で従来の四段階を三段階にしたというふうな経緯もございしますので、いずれにしてもこれは今後の検討課題といたしたいと思ひます。

○大橋(敬)委員 では終わります。

○熊谷委員長 次に、健康保険法等の一部を改正する法律案、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。田中厚生大臣。

健康保険法等の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田中國務大臣 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

医療保険制度につきましては、昭和四十八年の改正により大幅な給付改善が図られるとともに、保険財政の健全化のための諸施策が講じられたところであり、

しかし、御承知のとおり、その後のわが国における社会経済情勢の変動はまことに著しいものがあり、医療保険におきましても財政状況が再び悪化の様相を呈する等その影響を看過することができなくなつてきております。医療保険制度の健全な維持発展を図っていくためには、この際、速やかに適切な対応策を講じてゆくことがぜひとも必要であります。

今回の改正は、このような事情を考慮し、経済情勢の変動等に依りて手直しを行う必要がある事項を中心に最小限のスライド的措置を講ずるものであり、標準報酬及び一部負担金について必要な

改正を行うとともに、現金給付の水準を実情に合わせて改善するほか、任意継続被保険者制度の拡充を図ることとした次第であります。

以下、この法律の内容について概略を御説明申し上げます。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、現金給付の改善でありまして、本人分給費の最低保障額及び配偶者分給費の額を現行六万円から十万円に引上げるとともに、本人埋葬料の最低保障額及び家族埋葬料の額につきまして、現行三万円から五万円に引き上げることとしております。

第二は、標準報酬の上下限の改定でありまして、最近における給与の実態にかんがみ、被保険者の保険料負担の公平を図る見地から標準報酬の上限を現行二十万円から三十二万円に、下限を二万円から三万円に改定するものであります。

第三は、一部負担金に関する改正でありまして、その額は昭和四十二年以来据置き置かれておりますが、その間医療費、所得等が大幅に伸びていることにかんがみ、初診時一部負担金の額を現行二百円から六百円に、入院時一部負担金の額を現行一日当り六十円から二百円に改定するとともに、入院時一部負担金を支払うべき期間を一カ月から六カ月とすることとしたしております。なお、継続療養給付を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当り百円とすることとしたしております。

第四は、任意継続被保険者制度の拡充でありまして、この制度を高齢退職者等にも利用しやすいものとするため、その制度の拡充を図ることとしております。

まず、第一点は、任意継続被保険者制度に加入できる期間を現行一年から二年に延長することであり、

第二点は、任意継続被保険者の標準報酬をその者の保険者の管掌する全被保険者の標準報酬月額額の平均額またはその者の退職時の標準報酬月額額の

いずれか低い額とすることにより、保険料負担の軽減を図ることとあります。

第三点は、任意継続被保険者が加入期間中にかかった疾病について、一定の条件のもとに資格喪失後も継続して給付が受けられるようにすることとあります。

第四点は、現在政府管掌健康保険においてのみ実施している任意継続被保険者制度を健康保険組合においても実施することとあります。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

第一に、現金給付の改善でありまして、健康保険と同様に分給費の最低保障額及び配偶者分給費の額を十万円に、葬祭料の最低保障額及び家族葬祭料の額を五万円に引き上げることとしております。

第二に、標準報酬の上下限の改定でありまして、上限を現行二十万円から三十四万円に、下限を現行二万四千円から三万六千円に改定することとしております。

第三に、一部負担金につきましては、初診時一部負担金の額を健康保険と同様に現行二百円から六百円に改定することとしております。

第四に、任意継続被保険者制度の導入についてであります。健康保険における任意継続被保険者制度の拡充と相まって、船員保険にも健康保険に準じた制度を新たに設けることとしております。

また、社会保険診療報酬支払基金法につきましては、基金の業務の範囲を改める等所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律の実施時期につきましては、本年七月一日からとしておりますが、船員保険法の標準報酬に係る改正につきましては、本年八月一日から実施することとし、また、社会保険診療報酬支払基金法の改正は、公布の日からとしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。が、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ただいま議題となりました予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

予防接種法及び結核予防法による予防接種につきましては、これまで伝染病の発生及び蔓延の予防に所期の効果を上げてきたところであります。

が、今回最近における伝染病の発生状況、医学技術の進歩、生活環境の改善等にかんがみ、予防接種法による予防接種の対象疾病、実施方法を改めるとともに、予防接種法及び結核予防法による予防接種を受けたことによる健康被害について、新たに法律上の救済制度を設けようとするものであります。

以下、改正案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、予防接種法の一部改正について申し上げます。

第一に、予防接種法の対象疾病について、腸チフス、パラチフス、発疹チフス及びペストを削除するとともに、新たに麻疹、風疹、日本脳炎及び特に必要なと認められる疾病で政令で定めるものを加えることとしております。また、定期の予防接種を行う疾病及びその定期を政令で定めるものとしております。

第二に、臨時の予防接種について、現行の臨時の予防接種を、緊急の必要がある場合に行うものとそれ以外のものとに区分し、緊急の必要がある場合に行う臨時の予防接種の対象疾病は、痘瘡、コレラ及び厚生大臣が定める疾病とすることとしております。

第三に、予防接種を受ける義務の違反については、緊急の必要がある場合に行う臨時の予防接種にのみ罰則を設けることとしております。

第四に、予防接種による健康被害の救済に関する措置であります。予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、廃疾となり、または死亡した場合には、市町村長は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金及び葬祭料を支給することとしており、その額、支給方法等につ

いては、政令で定めることとしております。また、これらの給付に要する費用については、市町村及び都道府県がそれぞれ四分の一、国が二分の一を負担することとしております。

次に、結核予防法の一部改正についてであります。結核予防法による予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、廃疾となり、または死亡した場合に、市町村長は、予防接種法の例により給付を行うこととしております。

次に、従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置についてであります。健康被害の救済に関する規定の施行日前に予防接種法、結核予防法等により行われた予防接種を受けたことにより、同日以後に疾病にかかり、もしくは廃疾となつてゐる場合または死亡した場合には、市町村長は、予防接種法による給付に準ずる給付を行なうこととしております。

最後に、実施の時期については、予防接種に関する改正は公布の日から施行することとしております。予防接種による健康被害の救済に関する措置の創設は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

廃棄物の適正な処理は、国民の健康の保護と生活環境の保全のために必要不可欠なものである。このため昭和四十五年には廃棄物の処理及び清掃に関する法律を制定し、新たに廃棄物の処理体系の整備を図つたところであり、その後、その後の産業廃棄物の処理の実態は必ずしも適正に行われてゐるとは言いがたい状況にあり、産業廃棄物の処理に関する事業者の責務の確実な履

行を確保するための措置を整備する等、廃棄物の適正な処理を図るための制度の改善を行うことが必要となつております。

また、廃棄物の適正な処理を図るため、引き続き廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を強力に進めていくことが必要であります。

このような諸般の情勢にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する規制及び監督の強化を中心に、廃棄物の処理に關し当面速やかに改善措置を講ずべき事項について必要な制度の改善を行うとともに、現行の廃棄物処理施設整備計画に引き続き、昭和五十五年までの廃棄物処理施設整備計画を策定することとした次第であります。

以下、この法律案の内容について、その要旨を御説明申し上げます。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について申し上げます。

第一に、事業者がその産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には一定の基準に従わなければならないこととする。有害な産業廃棄物を生ずる一定の施設が設置されている事業場または一定の産業廃棄物処理施設を設置する事業場ごとに、産業廃棄物の適正な処理を行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならないこととしております。

第二に、産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業等について、その許可制度の整備を図るとともに、産業廃棄物処理業の許可を受けた者は、一定の場合を除き、その処理を他人に委託してはならないものとしております。

第三に、新たに、廃棄物の最終処分場である一定のものを届け出を要する廃棄物処理施設とする。また、都道府県知事は、廃棄物処理施設の設置等の届け出があつた場合において、当該廃棄物処理施設が一定の基準に適合していないと認めるときは、その計画の変更等を命ずることができるとし、さらに設置後において基準に適合しなくなつた場合にも必要な改善を命ずることができることとしております。

第四に、事業者及び産業廃棄物処理業者等は、それぞれ帳簿を備え、廃棄物の処理に關し所要の事項を記載し、これを保存しなければならないこととし、廃棄物の処理の実態の把握に資することとしております。

第五に、都道府県知事または市町村長は、産業廃棄物の処分基準に適合しない処分によつて、生活環境の保全上重大な支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合に、その処分を行つた者に對してその支障を防止するための所要の措置を命ずることができるとしてあります。また、産業廃棄物に關しては、委託基準に違反した委託によりその処分が行われたときは、当該委託者に對しても同様の措置を命ずることができるとしてあります。

第六に、有害な産業廃棄物等、環境保全上特に問題となる産業廃棄物の投棄禁止に違反した者に對する罰則を強化し、委託基準に違反して産業廃棄物の処理を委託した者に對し罰則を適用することとするほか、罰則について所要の整備を行うこととしてあります。

次に、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正についてあります。厚生大臣は、昭和五十五年までの産業廃棄物処理施設整備計画を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしてあります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正は、公布の日から起算して九カ月を超えない範囲内において政令で定める日から、産業廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正は公布の日から施行することとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○熊谷委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

正する法律案及び予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山口敏夫君。

○山口(敏)委員 私は、ただいま大臣から提案ございました健康保険法の問題につきまして幾つかの質疑をさせていただきたいと思ひます。

提案理由の中にもございましたが、四十八年に改正された。しかし、それ以来わが国の経済基調の激変による税やあるいは保険収入の伸び悩み等々に加えて、依然として医療費は急増をしておるわけでございます。そうした点で今回の改正案もやむを得ないということも言えるわけでございしますが、しかし同時に、この負担増というもの、一部負担というものもあるわけで、医療と国民生活というものは非常に重要な関係にあるわけでございます。そういう一つのある意味においては福祉の根幹に触れる問題でもございします。この財政難を背景にいたしまして福祉見直し論、また、成長があるいは福祉かという二つの者択一の議論もよく出ておるわけでございします。

〔委員長退席、住委員長代理着席〕
そうした点で、これだけの国民生活に關係の深い健康保険法の改正という前提条件として、私は、今後のこういう安定成長といひますか、石油ショック以来の減速経済の中におきまして福祉政策はいかにあるべきか、その方向についてまず基本的に大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○田中(國)大臣 わが国は最近急速な高齢化社会を迎へつつあるわけでございします。そのほかに、いわゆる核家族化が進む、就業構造が微妙に変化をしております。たとえば一次産業から二次産業に移行をする、あるいは人口の社会的な変動が起るこういったような大きな社会構造の変化等があるわけでございまして、こういう事態をながめてみると、国民の社会保障に對する要請というものには私はますます大きくなつてくるものというふうに思ふわけであります。しかし、こうした要

請を受けて社会保障をいかにして拡充強化していくかという点については、従来のような簡単な方法ではできなくなってきたというふうに私は思うわけであります。もう山口先生、私から申し上げるまでもありません、いままでの高度成長経済を支えられてきた政府の自然増収、これを、社会保障の必要性に応じて、この多くのシニアを社会保障費に振り向けることによってわれわれはこれに対応してきたわけでありまして、しかし、今日いわれる安定成長あるいは減速経済といったような時代を迎えまして、私どもはそのような従来のような簡単な手法、パターンというものをとり得なくなってきた。それだけでは問題は解決しないというところであります。いわゆる従来路線の上に立つて、その延長で物々考えることができなくなってきたというのには私は事実だろうと思います。

そこで、いわゆる福祉問題についていろいろな御意見が国民の間に出てきたわけでありまして。その中の一環として、いわゆる福祉見直し論というものが出てまいりました。私は、まじめな福祉見直し論というものは高く評価してよろしいと思っております。やはり国民の本当のニード、社会保障の本当のニードを的確につかまえていかなければならない。そこに、仮に社会保障であろうともむだがないのか、あるいは必要でない方面に、優先度の低い方面に施策を向けているのではないかと反省、これは私はやはり評価しなければならぬと思ひます。しかし、福祉見直し論というものに藉口をし、これに悪乗りをする態度というものに對しては、私は断固反省を求めなければならぬというふうに考えるわけであります。

こうした背景を考えてみると、やはり私は、こうなつてまいりますれば政策の優先度を十分に把握をし、国民が本当に求めているもの、とりあえずどうしてもやらなければならぬもの、というもののについて、これは何としてもこういったものを選択し、これについては施策を伸ばしていかねければならぬと思ひます。

また、こういう時代でございますから、経済の

動向のいかんにかかわらず福祉のニードはふえていくわけでありまして。また、この福祉というものは結局は公的費用を伴わなければやうていけないということも現実であります。そうすれば、やはりどなたかに何らかの形でこの費用を負担をしていただかなければならぬというの事実だろつと思ひます。社会保障水準は上げる、費用の負担はいやだということでは、これは社会保障の水準の向上は望めないはずであります。こうしたことを踏まえて、今後われわれは財源をどこから見出すかというふうな点についていろいろと模索をし、研究をし、国民の合意と理解を得つつ、こうしたことについての新しい考察と努力が必要なのが今日の日本の社会保障の置かれた断面であるというふうに思ふわけであります。

○山口(敏)委員 非常に厳しい財政事情の中ではございましてけれども、本年度予算に示された厚生大臣の熱意、また福祉見直し論、こういう外堀、内堀を埋めていくような雰囲気の中で大変な御検討をいただいたということは私もよく承知をしておるわけでございまして、今度の健保の改正につきましても、多年関係者が努力をした一つの成果といひますか結果といひますか、そういう点で四十八年に実現した第二の皆保険というべき医療保険制度の骨格を何とか守り抜かなければならぬ、またそれを将来に對する基礎固めといひますか、あるいは医療制度の前進に結びつけていかねければならぬ、こういう点での一つの改正であらうと思ひます。

しかし、大臣のお話にもありましたが、財政が落ち込んで厳しいから当然の負担はしていただかなければならぬ、これはもう社会が存続する以上当然のことではございましてけれども、しかし、特に国民生活の中におきましても医療の供給を受けなければならぬ立場に置かれた生活環境というものは非常に厳しく、また深刻な場面もそれぞれに家庭に存在するわけでございまして。特にそういう点で経済面からくる圧力というものに對して、いろいろな国の制度やあるいは方針の中

から生活の安定というものを進めていかなければならぬ。そういう点で、これだけの改正を行う厚生大臣としての健康保険に対する一つの長期的な展望というものが伺つておかなければならぬ、私はかように思ふわけでございまして。その点についての大臣の御意をひとつ承りたいと思ひます。

○八木政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、四十八年度の健康保険制度の改正というのは、第二次皆保険と言われるように、従来の多くの問題を解決したという意味では一つの大きな前進であつたわけでございます。特に給付改善の面におきましては、家族給付従来五割であつたものを七割に引き上げる、あるいは財政の健全な安定を図るという意味から、定率の国庫負担なりあるいは保険料の調整に伴います国庫負担の連動規定というふうなことで、制度の財政面あるいは給付の内容の改善面においても大きな前進を遂げたわけでございまして。しかし、もちろんこれをもちまして制度の改善というものが完全に済んだわけではございまして、まだまだ残された問題といふものが多々あるわけでございまして。そういうような面からも、今後の問題につきましかねてから社会保険審議会等におきましてもこの問題を御議論いただいているわけでございまして、今後の問題としてしましてもわれわれ、先生の御指摘の方向がございまして真剣に取り組んでいかなければならぬというふうに考えておる次第でございまして。

ただ、四十八年に飛躍的な健康保険制度の改善が行われたわけでございまして、御承知のように、四十八年以後、経済情勢、社会情勢につきましても大きな変動があつたわけでございまして。オイルショックなりあるいは狂乱物価というふうな大きな変動があつたわけでございまして、医療保険制度におきましても当然この影響というものを受けるを得ない段階であるわけでございまして。そういうような意味から申しまして、四十八年以後の経済情勢、社会情勢の変動に對して健康保険制

度というものを直していくということがまず第一段階として必要ではないかというふうなことから、今回の御審議をお願いしております健康保険制度の改正法案におきましては、そういうような経済情勢、社会情勢の変動というもののいかに對応するか、まずその意味で現在の健康保険制度の対応策というものを考え、基礎固めをし、それをもとにしまして今後の発展というものが必要ではないかというふうなことから、御審議をお願いしております。法案を提出しておるような次第でございまして。

ただいまお話がございましたように、国民の負担の面というふうな問題もあるかと思ひますけれども、四十八年後の諸情勢にかんがみましてできるだけ最小限の負担にとどめるといふようなことで、一部負担等の問題あるいは予算等で考えております高額医療の問題等の問題につきましても、その後の経済情勢の変動に伴います最小限度のスライド的な内容というものを中心にしておるような次第でございまして。そういうようなことで、今後の健康保険制度の発展というものを考えます場合に、まず基礎固めをするというのが今回の改正の趣旨でございまして。

○山口(敏)委員 そうした具体的な改正の内容について、一部負担の問題があるわけですが、確かにいま局長がおっしゃつたように世界的に医療費が急増傾向にある。そういう要因の中の一番端的なものは人口の老齡化というものであると思ひます。特にわが国の場合は老齡化に向かつてきわめて急速に進んでおる。そういう影響のもとに、一方において低成長というところで、大変二重三重の悩みを抱えておるわけでございまして。

こういう一つの状態の中で、特に厚生白書あるいは新経済計画等々にも示されておりますように、租税負担の増加や社会保険料の適切な引き上げといふものも行わなければならぬ。いろいろありますけれども、しかし、費用の負担に對して国民の意識調査というふうなものを見ますと、こ

うしたものは国や自治体の予算でやるのが当然だとする者がもう六一%を超えているわけでございます。こうした実施に当たってお互いが助け合ったりあるいは自分たちの努力でやるべきだというのがわすかに九・一%である。厚生省の方で大臣以下政府の皆さんが努力はしておるわけでございますけれども、国民の医療環境を守るのだという決意とまた努力というものが、必ずしも対象者である国民の方々の理解といえますか、コンセンサスを求めているというわけには言い切れない一つの結果があらわれておるのではないかと。こういう一つのコンセンサスを求め合うということがある意味においては医療制度を整備充実すること以上に非常に大事なことでございまして、費用負担の問題等々、医療保険制度の健全な維持発展、制度運営の一つの大きなかめというものを考えたときに、その辺のギャップについてやはり行政の責任者である大臣としてはどうお考えになるか、御見解を承りたいと思います。

○田中国務大臣 山口委員から医療問題、医療保険制度についてお話がございましたが、これは一般論としても成り立つことではございまして、こうしたものの費用をどうして支弁していくかということについて、国がやってくれ、国の費用でやってくれ、こういうことを言う人が最近非常に多くなつてまいりました。つまり、われわれの言葉で言えば一般会計でやってくれというものであります。それはとりもなおさず国民の税金ですべてをやれということにつながってくるものと私は思うわけでございます。国として特別の財源を持っているわけではございません。要するに、租税負担をやってくれということではございますが、こうしたことが安易に出てきて、このようなロジックに逃げ込むという国民のサイコロジというものは、やはり高度成長経済に支えられた自然増収というものが比較的簡単に得られたということからそういう習慣ができてきたのじゃないかと私は思うわけでありまして。

しかし今日、さっき冒頭に私が申しましたよう

に、社会保障の要請はますます高くなる、しかも国の経済の情勢はさま変わりをしていて、こうした中で、やはり政府も、そして国民も反省をしなればならぬ一面があるのではないかと。反省というよりも、もう少し物事を洞察して深く考えてみる必要があるのではないかと。国がやりなさい、あるいは地方公共団体がやれ、あるいはやらないかと言っただけでは問題は解決しないということだろうと思ひます。事実、わが国においては社会保障の向上を望む声は強いのですが、そしてまたヨーロッパの国々の社会保障水準というものをいろいろと賛美をいたしますが、しかし、考えてみますと、あの国々とはわが国とは、租税負担率ではわが国は三分の二、そして社会保険料については三分の一であるということをお考えになると、こうした局面を迎えて、われわれは、国民のいまだ少しの考察と御協力を賜るような努力を政府はしなければならぬのではないかと申すわけでありまして。

もちろん、こうしたことをやるためには条件の整備をしなければならぬというのは申すまでもないと思ひます。財源の調達の方法、税の徴収の方法あるいは使ひ方、あるいは医療保険についてもそのやり方についていろいろと問題があり、さつき言う長期展望という御議論についてもわれわれは考察をしていかなければならぬと思ひます。こうしたこともやっつけていかなければならぬと思ひますが、またそうしたことに付いていろいろ検討もいたしますが、当面、現行のこの制度を維持発展をさせていくためには、やはり何らかの形で国民の御協力を得ていかなければならぬ。そうしたことのために、この際、いろいろな御意見がございまして、いま御提案している程度のことはお願ひをいたさなければならぬということになるのではなからうかと思ひます。

○山口(敏)委員 確かに、厚生省のいろいろな御提案に對しまして、国民の理解と協力を得なければ仕事が進まない、そのとおりだと思ひます。しかし、今日の保険財政の悪化の象徴的な一つの点は、先ほども指摘しましたように、高齢化社会に對する一つの対応という問題につながっていくと思ひわけでございます。そういう点でもやはり負担はしてもらわなければならないというところは当然でございますけれども、負担をすることの責任と義務というものを被保険者側も十分認識をでき得るような一つの制度のあり方、あるいは内容といふものに変えていかなければならないと思ひわけでございます。

そういう点で、たとえば財政悪化の要因につながる老人問題にしても、これは単に高齢化社会、お年寄りが多いから健康保険の財政が悪化していくのだということではなくて、お年寄りの方の存在といふものはある意味においては日本の今日の力あるいは日本自身ということも言えるわけでありまして、そういう方々の経験なり努力という上りまして、今日の日本が支えられておる。こういう点から考えますと、単に傷病の治療とかあるいは老人医療の充実という形だけではなくて、やはり健康管理、さらには医療、またはリハビリテーション、そうした総合的な老人の保健、治療というふうな観点からの対策も当然必要になってくるわけでございます。そういう一つの弱者としてお年寄りの方をとらえるということではなくて、お年寄りの方々の能力と経験を積極的に社会の中で活用をしていく、そういう分野にまでこの保険行政というものが延長されるとともに、大臣がおっしゃるような運営上のお互いの責任と分担という一つの連帯感が出てくるのではないかと、かように思ひわけでございます。

そうした点で、田中厚生大臣が一年就任早々に老人医療の構想を打ち出された。そして最近には老人保健医療問題懇談会というものを発足させて、これらの問題に非常に多面的に意欲的に取り組んでおられるが、これは一層私は田中構想をもっともっと進めていただきたい。この懇談会をつくることだけが仕事じゃないわけでありまして、その中から生み出される一つの結果といふものを国民は期待をし、その成果といふものでお互いの分野、分担というものの理解と認識が広まるわけ

でございますから、一層進めていただきたいと思ひわけでありまして、これらの点について大臣の決意をいま一度この場でお聞きしておきたいと思ひわけでございます。

○田中国務大臣 さつき山口先生は、医療保険の長期展望、抜本改正ということをお申されました。よく使われる言葉であります、医療保険の抜本改正ということ、これについては人々によって、考えるところの具体的なイメージがそれぞれ違うのではなからうかと私は思つております。そういう意味で、それが抜本改正であるかということはいろいろ議論があるところですが、さつき保険局長が言いましたように、なお改善をすべき多々の問題があるということは私も真実だと思ひます。日本の医療保険のいろいろな仕組みといふもの、これがこのままでいかと検討することについては、いろいろ私もやらなければならぬと思つております。しかし何分にも、医療保険をめぐる問題は現実問題として利害が鋭角的に対決するといふ側面を持つておりまして、歴代厚生大臣の悩みの種も実はここにありまして、私はいま、そうした数多くの問題の中で、とりあえずとにかくこの老人医療をどう扱うかということについて真剣に取り組み、早急に結論を出さなければならぬということでありまして。

具体的に申すと、これは政府管掌健康保険の問題ではございまして、むしろ国民健康保険の問題だと思ひわけでありまして。老人、これはかねがね医療の給付費が高いわけでありまして。一般人の四倍ないし五倍と言われて、そうした金のかかる老人、しかもこれが老人医療の無料化制度と相乗作用を起さしまして、非常に給付が高いわけでありまして。これを最も弱い保険集団である国民健康保険という制度の中に入れておいて、まあいろいろの名目で助成はしておるものの、これで一体いのであろうかどうか。私はこれくらい社会的に不公平はないかといふふうに実は思つておつたわけでございますので、就任早々からこうしたことについてこれを取り進めなければならぬという

ことで取り組んでまいりました。何分にも制度の基本に触れる問題でございますのでいろいろとめんどろな問題があります。

なお、こうしたものについて制度を行う場合にも、やはり費用はどこかで捻出をしなければなりません。この費用をどこから捻出していただくか、一般会計に依存すべきか、あるいは若い世代にこうした人たちのために何分の応援をしていただくか、いろいろ問題があると思います。が、いずれにしてもこれは当面解決をしなければならぬ問題であるというふうに考え、私ども役所の中でもある程度の案というものを策定しつつあり、また先般、私の私的諮問機関である老人保健医療問題懇談会、俗称老人懇と言っています。が、これでもいろいろと広い視野で御討議を願っておるわけでございまして、できるだけ速やかに成案を得て皆さんの御批判を仰ぎたいというふうに思っております。数多くある医療の基本政策ないしは抜本改正の一翼として、私はこの問題は非常に重要であり、急がなければならぬという認識を持って努力中であります。

○山口(敏)委員 医療保険制度が生きて死ぬも、大臣のそうした考えが実際の運営面で生かされるか否かということも、ある意味においてはやはり医療の制度を取り巻く諸条件の整備充実だと思っております。そういう意味で、制度が円滑に推進され、また理解をされ、それなりの責任分担というものも明確にされていくためには、どうしても当面、健康保険でございますから医療の現実的な供給体制の問題というものが解決をされなければならぬわけでございます。国民生活にとつて、大概のことは自分で処理することができなければなりませんけれども、本人が、あるいは家族が何らかの傷病にかかった、医療の供給を受けなければならぬというときに、必要なときに必要な治療を受けられるということ、また進歩しておる医学、理学の成果を自分の生活の中で大いに享受でき得る、そういう一つの環境というものを、大臣として、また厚生省として一層進めていただかなければ

ばならないわけでございます。

そういう意味で、この医療費保障の面では三十八年の皆保険制度あるいは先般の四十八年の大改正ということで、曲がりなりにも一歩一歩前進はしてきておるわけですが、この供給の面においてはまだ、三時間待ちの三分間診療でありまうとか、あるいは保険あつて医療なしというような言葉も、これはもう日常茶飯事に使われておるわけでございまして。こういう状態というものが解決をされない、あるいは国民生活の中において十分こういう不足の事態が解消されない限り、健康保険制度というものを抜本的にも長期的にも維持していくということはやはり非常にむずかしいことにもなるわけでありまして、そういう供給面における一つの努力といひますか、成果といひますか、その点についてひとつ現状をお聞かせ願いたいと思ひます。

○田中事務大臣 先生おっしゃるとおり、私はわが国においては、いろいろな議論がございまして、医療の給付のための経済的システムというのは比較的早くかなり整備をいたしてきていることは間違いないと思ひます。問題は、いま一つの側面であるいわゆる医療供給体制の整備というものがこれに伴つておるかという、問題があるということだろつと思ひます。予防医療からリハビリテーションに至る医療を享受できるようにやらなければなりませんので、このため医療関係者の養成確保とか医療機関の整備とか医学研究の促進等いろいろ進めてはまいりましたが、この点も十分でございます。

なお、この際非常に問題なのは、いわゆる日本の医療供給体制で最も問題は、いわゆる一定の地域、ローケーションと、一定の時間帯における医療供給体制というものが不備だといふふうに思ひます。前記については、僻地医療の供給体制を整備しなければならぬという重要な課題を抱えているわけでございます。これについてはかねがね国会においていろいろと御議論があり、五十年年度予算において相当の前進を見ました

が、なおこれについてもさらに改善を加えていかなければならないことだろつと思ひます。いま一つは、いわゆる一定の時間帯の問題であります。ことにこれが休日夜間、救急という問題に具体的にあらわれてくるわけでございまして、こうしたことについては私は非常に問題があるといふことを考えております。ですから、したがつて、これについて早急にひとつ円滑な実施ができるようにしなければならぬ。これがまたわが国における医療供給体制の一つのアキレス腱だと思つてさえておるわけであります。こういうことでもいろいろ努力をいたし、今年度予算に

おいてもいろいろと予算措置をいたしまして、先生方のお手伝いをいたして救命救急センターをつくり、あるいはまたその他の助成策等も講じましたが、なお十分でございますので、問題の本質を抽出して関係者の御協力を得る、そういうふうな広い幅で考えてみたい、こういうふうに考へて、先般私の指導で救急医療懇談会、救急懇といふものをこれまたつくりまして、今日この方面についての学識経験者あるいは実業家の方々の御意見を聞き、この問題についてとくの問題が起らないよういま最大の努力してるところでございます。このことは昭和五十二年年度予算の最大の眼目、目玉にしたいといふふうに考へて、いま鋭意努力、検討中でございます。

○山口(敏)委員 確かに、救急医療の懇談会等を設けるなど、先ほどの老人医療の問題なども含めて厚生大臣がきわめて熱意を持って努力されておることは私も承知はしておりますが、大臣もお認めになっておるように、必ずしもこの医療の供給体制というものが十分ではない、正直に認められておるといふことはいいことであります。しかし、国民の側からすればこれはやはり非常に深刻なものでございまして、とにかく、私どもも人口の急増に住んでおるわけでありまして、大変な都市への人口の集中、そういう点での医療環境というものが必ずしも整備充実をしておらない。

そういう点における夜間診療でありますとか休日診療、さらには救急医療というような問題におきましても、非常に生活の中で深刻な問題になつておるわけでございます。

私は、厚生省が福祉元年以来非常に国民の大きな期待を集めながら日本の福祉の前進のために鋭意努力をしておることは認めますけれども、非常にこの窓口といひますか、幅が広いために、ある意味においては総花的な行政運用のきらいがあるのではないかとこのように考へるわけです。ですから、やはりこういう健康法の改正というふうな時期のときに、単に財政難であるというだけに面において非常に厳しい状態であるというだけにどまらずに、やはり国民の皆さん方が自分で責任を担ひ、どうしても大きな公共の場にその責任を担ひますか、あるいはその負担を、仕事を任せなければならぬ一つの分野というものがあつたわけでございまして、特に暮らしの中における医療というふうな問題は、これはもう政府があるいは厚生省が率先して整備しなければならぬ緊急かつきわめて今日の課題であらうと思ひます。

〔任委員長代理退席、委員長着席〕
そういう意味で、大臣のいまの御決意は御決意として承りますけれども、そうした改正を契機にひとつ一層全力を挙げて医療の供給体制の整備充実という点についてお取り組みをいたしたいと思ひうわけでございまして。いま一度その点における決意をひとつ承つておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 この問題については、さつき私がある申し述べたところでございまして、先生の申しやるとおり、医療の供給体制というものが欠陥があるといふことはもう社会的に周知の事実でございますので、そうしたことをめぐつてかたい決意でこの問題の打開のために前進をする所存であります。

○山口(敏)委員 次に、改正案の内容でございまして、再三大臣が、今日の健保の置かれておる現状にかんがみて国民の皆さんの理解と分担

もいたしたい、こういうことでございますが、いわゆる健保財政が厳しいということは、先ほど来局長からも答弁ありましたように、非常に国民生活を取り巻く経済環境が悪化している、石油ショック初めいろいろな国際経済の地盤沈下の中で財政の落ち込みが非常に深刻である。しかし、それは政府だけではなく、国民生活においてもそういう当然の経済変動の中で生活調整に非常に苦しんでいるわけでございまして、健保財政が厳しいから即ちまた国民の方の負担も広げてもらいたい、こういうことだけでは話が進まないわけでございまして、そういう点では今回の、財政難のもとはいいいながらも分岐費等の現金給付額の引き上げでありますとか、あるいは高齢者等の医療保障の充実等々の観点から任意継続被保険者制度の拡充を図るなど、こういう何点か非常に評価すべき点もあるわけでございまして。しかし、こうした一部の負担というものを単に国民生活への負担増だというだけにどめずに、やはりこうした健康保険制度というものが制度として存続をし、それがさらに紓余曲折を経ながらも逐次制度が充実をし、そして内容が国民の共感を得られるように、——大臣、与野党間といえどもちやんとよく聞いておいてもらわなければ困りますよ。われわれは国民の大きな支援の中で発言をしているわけでありますから、仲間の進言ということじゃなくて、ひとつ国民の名においてよく承っておいていただきたいと思うわけでございまして。

そういうことで、いろいろこの一部負担の問題についても、やはり提案者である政府としても十分配慮して出されたことであるとは思いますが、特に医療を現実を受ける者と受けない者との均衡の問題でありますとか、あるいは不必要な受診の抑制、また傷病に対する自己責任の高揚、さらには保険財政の安定化対策など、私どもも多くの理由が理解できるわけでございまして。そういう何点かの一部負担の増額に対する理由は私どもも承知せざるを得ない現状を認めておるわけでありますけれども、しかし、いろいろな観点から、さらに

政府といたしましては慎重に、また今後とも、これによしとするという立場ではなくていろいろ御研究もいただいて、できるだけ国民の負担の軽減のためにひとつ御努力をいただきたいと思うわけでございまして。そういう点で、この一部負担金の改正に關して、厚生大臣としてどう御見解の上での御判断かということもひとつ承っておきたいと思うわけでございまして。

○石丸政府委員 ただいま先生から御指摘ございました一部負担金の基本的なあり方あるいは性格、機能、こういうような面につきましては従来からいろいろ御見解が分かれておるわけでございまして。さらに多くの議論があるわけでございまして。確かに、基本的なあり方としては、これだけ議論のある問題でございまして、今後十分考えていかなければならない問題であろうというところは私どもも十分認識しているわけでございまして。これは関係審議会等におきましてもその基本的性格等につきましてはいろいろ御議論があったところでございまして。ただ、私ども今回御提案申し上げております健康保険法の改正案の一部負担金の問題につきましては、そういうような基本的な問題につきましましては今後の検討にまわりたいとして、現在の金額というものにつきましては昭和四十二年以来据え置きになっているというところから、その後の各種の経済指標の動きあるいは医療費の動き、所得の伸び等を考えました場合に、これを当時の状況と今日の状況を比較しました場合に、今日の状況に適應する程度に改定するということは国民の皆様方にも十分御理解な御納得いただけるのではないかとしようなことから、基本的な性格論は今後の検討課題にいたしまして、当面そういうような各種の指標の動き等に見合いました最小限度のスライド的な改定をいたしたいというのが私どもの考え方でございます。

○山口(敏)委員 局長の御見解もよくわかりますが、一部負担のあり方については私が先ほど述べましたような観点からひとつ真剣な検討を重ねられることを強く希望しておきたいと思っております。

当然、こうした一部負担という問題は、差額ベッドでございましてあるいは付添看護などの保険外負担の存在と重なってくるわけでございまして、そういう点、一部負担金について特にこの機会に、いま局長もあれしなされたけれども、保険外負担の現状とその対処方針についてひとつ御見解を承っておきたいと思っております。

○石丸政府委員 国民の健康を守るための医療保険制度というのがあるわけでございまして、せっかく医療保険制度がありながら、保険外が多額の負担があるというようなことから医療の機会が妨げられるということはあってはならないというふうに私どもは基本的に考えておる次第でございまして。御指摘ございました保険外の負担の問題として、差額ベッドの問題あるいは付添看護、歯科差額等の問題が現実問題として指摘されているわけでございまして、こういうような問題につきましましては、私どもは、先ほど申し上げましたように医療の機会を妨げないということがあってはならないわけでございまして、この問題は厳正な態度で取り扱っていかねばならないことではないかとこのように考えておる次第でございまして。

代表的な例として御指摘ございました差額ベッドの問題でございまして、現実には差額の高額な室料の負担があるというために入院できないということとはあつてはならないわけでございまして。そういうような面から、私どもは室料差額の問題につきましましては過去に指導通達というものをを出しまして、ただ現実には患者さんの側からのニーズというものもあるわけでございまして差額ベッド全部を否定するわけにはまいらぬと思っておりますけれども、一定限度内にとどめようというところから、従来からも差額ベッドにつきましましては二割以内にとどめる、しかも国公立等については一割以内にとどめるという指導をし、さらに、差額ベッドの際には一定の条件が必要であるというようになことで指導しておるわけでございましてけれども、さらに今後この問題の一層の前進を図るというために、さらにこの問題につきましまして真剣に取

り組んでまいりたい、指導の徹底を期してまいりたいというように考えておる次第でございまして。それから付添看護の問題でございましてけれども、基準看護病院内におきましては付添看護はないというたてまえでございまして、今回の診療報酬の改定の際におきましても、基準看護病院内におきましてはその看護料の引き上げ等につきましても特に重点的な配慮を図った。さらに、基準看護でない病院につきましましては付添看護料の支給をしておるわけでございましてけれども、これも現実の料金等の実態に見合ひましてこの額の引き上げを図りたいというようなことから、五月一日には付添看護料金の引き上げも図ったというふうな次第でございまして。

それから歯科差額の問題でございまして、かねてから社会的な大きな問題になったことでもございまして、さらに先般中医協におきましても歯科差額のあり方につきましましての御答申をいただいたわけでございまして。現実問題といたしまして、歯科医療の直接の当事者でございまして歯科医師会の十分な御協力と理解というものを得ましてこの問題の解決を図っていかねばならないというふうな考え方でございますので、現在歯科医師会との話し合いをできるだけ精力的に進めまして、この問題の早急な解決を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○山口(敏)委員 そうした国民の医療供給の立場から一層の御努力をいただきたいと思うわけでございまして。

また、今回の法律改正事項ではありませぬけれども、予算でセツトされております高額療養費自己負担限度額の改定と政管健保の保険料率の改定について、これは予算上法律改正とワンパッケージでなされておるわけであります、その重要性からいえば決して法律事項に劣るものではない。その考え方について厚生大臣から伺っておきたいと思っておりますので、御答弁いただきたいと思うのであります。

○石丸政府委員 先ほど、今回の健康保険法の改

正の基本的な考え方を申し上げた次第でございます。すけれども、四十八年度の改正というものは大きな前進が図られたわけでございますが、この骨格をいかに実施し、今後の発展に備えるかというために、四十八年以降の経済情勢の変動等に伴います最小限度の手直しというものは必要であるわけでございまして、その基礎固めがなければ今後の国民の健康を守るための医療保険制度というものの発展も期せられないというような観点から、経済変動の影響に伴います最小限度の見直しを今後考えていかなければならないわけであります。

ただいま先生から御指摘ございました高額療養費の引き上げの限度額でございますが、現在は三万円でございます。しかし、四十八年のあの制度ができてから大きく前進したわけでございまして、その制度ができました当時と比較いたしますと、医療費の実績というものが大幅に向上しているわけでございまして、それに見合ひまして高額療養費の限度額を考えるとということになります。と、現在の三万円が五万円以上になるといふような実態であるわけでございまして、関係審議会の御意見等もございまして、さらにこういうような厳しい情勢ではございまして、できるだけ国民の皆様の負担を最小限度にとどめたいというふうなことから、当面三万円を三万九千円に引き上げたいというふうに考えておる次第でございます。なお、その実施時期等につきましては、七月というのを予定しておる次第でございます。

それから保険料の改定でございますけれども、保険料率につきましては四十八年の改正に伴いまして、医療保険制度の財政状況の実態に見合ひまして必要な場合には、給付の改善等も含めまして料率の引き上げという規定が設けられたわけでございまして。しかし、この料率の引き上げの問題につきましても、本来でございますれば、医療保険の財政というものが非常に悪化しているというふうな状態から早急にこの料率の改定の問題も取り組まなければいけないわけでございまして、くれど

も、私どもとしましては、最小限度の引き上げ、しかも、できるだけ国民の負担ということも考えまして実施時期をおくらせる。当然五十年あるいは五十一年度におきましても健康保険財政は悪化しているわけでございまして、当面、料率二につきまして十月以降というふうなことで、最小限度の幅、それからできるだけおくらせるというふうなことから、ぎりぎりのところで国民の御負担をお考えいただきたいというふうなことで料率二の引き上げを考えておる次第でございます。

○山口(敏)委員 いま医療の確保ということは国民生活にとって一番大事なことでもあります。健康保険制度の健全な運営というものを進めていきたいと思います。これはやはり非常に重要な問題にもなってくるわけでございまして。そういう意味で今度の改正を速やかに実現をする。健康保険が社会経済の変化に対応できないというこの事態になりますと、非常に危機的な状況に陥るといふことは火を見るより明らかであります。特に将来の制度への充実あるいは展望、発展というものが全く期待できなくなってしまうわけでございまして。

やはり、石油ショック以来、社会秩序といひますか、世界経済の秩序も非常に大きく変わってきておるわけでございまして、特に五十一年度、福祉見直し論の中で田中厚生大臣がそれなり、苦しい事情にありながら努力をされた。景気浮揚、景気浮揚ということで公共事業優先のような色彩もあつたわけでありますけれども、今日の時代、状況というものを的確に把握するならば、やはり福祉を通じた生活環境の整備安定というものが最大のまた景気回復にもつながるわけであります。また生活の安定にもつながる。こういう意味においては、新しい経済情勢、国民生活の上においても、健康保険制度というものの土台を固めるといふことは非常に大きな意味を持つものであると思うわけでございまして。そうした意味で、同僚議員の質問もありますので、最後に厚生大臣の今後の決意を伺っておきまして、この質問を終えたいと思ひます。

○田中(国務大臣) 今回の改正は、一部の現金給付の改善あるいは任意継続制度の改善等がございますが、反面、どうも費用負担のためにいろいろと国民にお願いをすることが多いわけでありまして。それだけに抵抗感の多いことも私どもは承知をいたしておるわけであります。しかし、現在の医療保険の給付水準を確保するためにどうしてもこの程度のことをやらなければならないということでございます。そうでなければどこかに破綻が来るといふことであります。医療保険制度の一番政府が困るのは、このままにほっておいても被保険者も医者も従来より困らなかつたということでありまして。何とか政府は資金運用部資金を借りてお医者さんに支払いをしてもらったわけでありまして。お医者さんは金を持ってもらえ、患者は保険証を持っていけば何とかなる、困るのは政府だけ、それは知ったことじゃないというふうな態度で、ずいぶんいろいろ長い間議論。それだけじゃございませ

ん、保険のあり方についての問題もいろいろあつたわけですが、そうしたところに健康保険法改正の非常にむずかしい点があるわけであります。今回についてもそういったような問題がございまして、私どもとしては、非常に喜んでこの改正案に乗っていただけないことについて苦慮しているわけですが、いかんせん、国民の医療を確保するためには医療保険制度はこれを実施していかなければならぬわけであります。しかも、医療費は上がり、そしてまた収入よりも支出の方がどうして出ていくという今日、この状況を是正するためにはやはりこうした手当てが必要であるということでございます。どうぞ皆様方がこうした観点に立って、広い視野で医療保険を守り抜くというふうなことで、ひとつこの問題についてよろしく御理解を賜りたいというのが私のただいまの心境でございます。

○山口(敏)委員 終わります。

○熊谷(委員) 次は、竹内(衆一君)。

○竹内(衆一)委員 私は、ただいま議題になつております予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案について、ごく簡単に二、三伺いたいと思ひます。

まず、法改正の内容に入る前に、今日風疹が非常に流行しております。私どもの青森県におきましては風疹ウイルスに基づく脳炎によって学童が一名死亡したという事例もございまして。そういうことで、現在の風疹の流行状況、今後の予測及び当局の対策についてまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐分利(政府委員) 風疹の流行は、まず昨年の二月から六月までかなりの流行がございました。教育委員会などからの報告によりますと、昨年は約五万人程度の患者が出ております。このような関係から私どももいたしましては、七、八年ごとに風疹の流行が起こると従来からされておりましたので、本年も昨年に引き続きかなりの流行が起こるのではないかということで、各都道府県衛生当局に対しても指示を与えていたところでござい

ます。それで、本年もやはり二月から東京等を中心に流行が起つてまいりまして、二月だけで五万人の届け出の報告がございました。また三月には約十万人の報告があつたわけでございまして。そこで今後の見通しでございますけれども、従来の経験から申しますと、今回の流行もやはり五月、六月と引き続きまして、六月の上旬を山として減少傾向に入るものと考えております。

なお、これに対する対策でございますが、昨年の流行にかんがみまして、昨年の秋に風疹ワクチンの製造販売の承認許可を与えまして、メーカーの方にワクチンの製造方をお願いすると同時に、検定を行います国立予防衛生研究所におきましてもいつでも検定ができるように既存の庁舎を改装いたしました。また、本年度の予算におきましては新たに風疹ワクチン検定の庁舎の建設費、整備費、それに必要な検定要員の増員を図つていただいたところでござい

なお、流行の大まかな模様でございますけれども、現在はすでに大都会以外の、たとえば東北地

方の郡部の方に流行が移っていつているというよう
な印象を受けております。

また、当面の対策としては、各都道府
県及び政令市にございます地方衛生研究所にお願
いいたしまして、特に妊婦の血清抗体の検査をで
きるだけ実施するようにお願いいたしております。
と申しますのは、風疹そのものは「三月ばし
か」とか「ドイツばしか」と言われますように、
小児であれば三日ぐらいで治つてしまふ軽い病氣
でございますけれども、これが妊娠初期のお母さ
ん方に感染いたしますと奇形児の生まれることが
ございますので、特に妊婦については特別な注意
を必要とさせていただきます。ただ、これも経験
的に申しますと、かつて十二、三年前にアメリカ
ではやつた風疹の流行あるいはその後には沖繩で
はやつた風疹の流行とは異なつて、日本の本土に
おける過去の流行では余り妊婦の風疹感染による
奇形児の出生が証明されておりました。先ほども
申しましたように、昨年もかなりの流行がござい
ましたが、現在われわれがつかんでおります風疹
による奇形児といった方々は二名でございます。

○竹内(黎)委員 これから流行を予測されるもの
に、例の豚インフルエンザウイルスによるインフ
ルエンザがあるわけでございます。御案内のよう
に、アメリカにおきましてはフォード大統領が全
国民に接種をするということで議会に予算も要請
している、こういうぐあいに承つておりますが、
わが方のこの対策はいかに承つておりますか。

○佐分利政府委員 豚インフルエンザウイルスに
よります今秋のインフルエンザ流行の予想でござ
います。これはアメリカのフォード大統領のプ
レーンでございまして細菌学者がそのような予測を
立てたわけでございます。したがって、WHOも
去る三月の下旬、急遽世界各国の専門家を集めま
してこの問題の協議をいたしました。その結果、
十分な警戒体制をとる必要がある、またワクチン
は用意をしておいた方がよろしいというような結
論になつたわけでございます。

で、その後の各国の模様を見ておきますと、ま

だ態度を表明していない国が多いわけございま
すが、アメリカにおきましては例の、フォード大
統領が国会に要求いたしました一億三千五百万ド
ルの予算が両院を通過いたしましたので、すでにワ
クチンの製造に入り、そのワクチンのテストなども
行われております。しかし、イギリスにおきまし
ては、疫学的な判断の結果、今冬そのような豚の
インフルエンザウイルスによる流行はまずあるま
いというような結論に達しまして、ワクチンもつ
くらない、予防接種もしないという結論を出して
おります。そのほかのヨーロッパ各国の方針がま
だ決まつておりません。

そこで、わが国でございしますが、アメリカ公衆
衛生局からの通報を受けまして、二月の下旬から
この問題について関係学者等と相談をいたしてお
りました。三月の下旬に先ほど申しましたよう
にWHOの会議がございましたので、国立予防衛
生研究所の福見副所長を派遣いたしました。その
帰朝報告を待つて方針を決めるといふことにいた
しまして、その結果、伝染病予防調査会にインフ
ルエンザ小委員会を急遽設置いたしました。この
豚インフルエンザウイルス対策を現在検討してい
ただいてるところでございます。ただいまのと
ころまだ最終的な結論は得ておりませんが、豚イ
ンフルエンザワクチンを早急につくる。また、こ
のワクチンは従来のワクチンにまぜないで単独で
接種するような体制を整えた方がよいであろうと
いうことになつております。

ただ問題は、アメリカの公衆衛生当局からこの
豚インフルエンザのウイルスを送つてまいります
のが非常におくれなりましたために、先月の末に届い
たわけでございますが、そういう関係でワクチン
製造等の手はずが若干当初の予定よりもおくれ
ておりますけれども、今冬には必要最小限度、たと
えば老人だとかあるいは慢性的疾患を持つていら
つしやるといった、いわゆる英米で申しております
ハイリスクグループにはお打ちできるように万
全の準備を整えたいと考えております。

○竹内(黎)委員 その方面の準備はひとつ万全を

期していただきたいと思ひます。

さて、今回のこの予防接種制度改正法案が国会
を通過し、施行されますと、その後の予防接種に
よる健康被害はこの法律に基づいてかなり前進し
た救済措置も講ぜられるわけでございますが、問
題は、この新法制定以前の被害者に対する救済
措置、この点若干不明確な点がありますが、いか
が相なつておりますか。

○佐分利政府委員 御指摘のように、具体的な救
済制度などの実施の仕方については政令以下に譲
つておりますので、いろいろおわかりにならない
点もあるかと存じます。また、確かに過去の予防
接種による被害者の救済措置についてはいろいろ
問題があるように思われます。過去の被害者は、
大きく分けますと、もうすでに死亡なさつた方
と、もう一つは後遺症を残してまだ病床で呻吟し
ていらつしやる方と、二種類あるわけございま
す。

そこで、まず過去に亡くなつた方の救済措置で
ございしますが、私どもいたしましては今度の改
正法に基づき救済措置は考えていないのでござい
ます。ただ、この点につきましては、今週火曜
日、十一日の閣議におきまして田中厚生大臣か
ら、過去の死没者に対しても何らかのさかのぼり
救済措置を講ずるよう特別の配慮をしてほしい
という御要請があり、これに対して大蔵大臣か
ら、それでは事務当局とよく相談して前向きに検
討いたしましょうというお答えがあったわけござ
います。そのような閣議における基本的な御了
解に基づきまして事務当局といたしましては――
こういふたさかのぼりの救済措置も一見簡単なよ
うでございますが、いろいろこれまでの閣議了解
による救済措置等のいきさつとか経緯とか実績と

か、そういうふうなものがございましてむずかし
い問題がございします。そこで私どもいたしまし
ては、できれば伝染病予防調査会の制度改正部会
にこの問題を御相談いたしまして、そこでさかの
ぼり救済措置、過去の死没者に対する救済措置の
問題を詰めてまいりたいと考えております。

また、第二のグループの、過去において被害を
お受けになつていま障害を残してまだ生存してい
らつしやるという方々でございしますが、この方々
につきましては、新しい制度が制定されますと事
実上それに全部乗り移つていくわけございま
す。そこで医療の必要な方には医療費の支給をい
たしますし、それにあわせて療養手当も新たに差
し上げることにしております。また、十八歳未満
の方には障害児養育年金というのを差し上げま
す。十八歳を過ぎますと障害年金を差し上げま
す。途中で死亡した場合には遺族一時金を差し
上げるといふように、新制度に準じて救済措置を
講ずることになつております。

○竹内(黎)委員 わかりました。これで終わりま
す。

○熊谷委員長 次回は、明十四日金曜日午前九時
四十五分理事會、十時委員會を開會することと
し、本日は、これにて散會いたします。
午後四時五十七分散會

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の
一部を次のように改正する。
第三条第一項の表を次のように改める。

標	準		報	酬
	等	月	額	日
第一級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	月

第二級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第三級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第六級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第八級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一〇級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第三級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第五級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第六級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第七級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第八級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第九級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二〇級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第三級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第四級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第五級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第六級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第七級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第八級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満

第二八級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二九級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三〇級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第三一級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三二級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第三三級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第三四級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第三五級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三六級	三三〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上

第三十項に次のただし書を加える。

但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額ガ其ノ者ノ
 保険者ノ管掌スル前年(一月一日ヨリ三月三
 十一迄ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年)
 ノ十月三十一日ニ於ケル全被保険者ノ同月ノ
 標準報酬月額ノ平均シタル額(健康保険組合
 ガ当該平均シタル額ノ範圍内ニ於テ其ノ規約
 フ以テ定メタル額アルトキハ当該規約ヲ以テ
 定メタル額)ヲ起ユル場合ニ於テハ当該額ヲ
 標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタル
 トキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス
 第十三条ノ二第一項第一号中「第二十条第一
 項」を「第十九条ノ三又ハ第二十条に改める。
 第二十條第一項中「二月以上被保険者」を「二
 月以上第十三条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル被保
 険者(第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組
 合員タル被保険者ヲ除ク第五十五条第二項ニ於
 テ之ニ同ジ)に、「十日」を「二十日」に、「第二
 十條第一項」を「第二十條」に改める。
 第二十一条第一号中「一年」を「二年」に改め、
 同条第三号を次のように改める。

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ
 第二十七條中「及其ノ事業所ニ使用セラルル
 被保険者」を、其ノ事業所ニ使用セラルル被保
 険者及第二十條ノ規定ニ依ル被保険者」に改め

第三十五條に次の一項を加える。

前項ノ被保険者ハ其ノ事業所ニ使用セラレザ
 ルニ至リタルトキト雖モ第二十條ノ規定ニ依
 ル被保険者タルトキハ仍之ヲ組合員トス
 第四十三條ノ八第一項第一号中「二百円」を
 「六百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二
 百円」に、「三十円」を「百円」に改め、同条第二
 項中「一月」を「六月」に改める。
 第四十九條第一項中「三万円」を「五万円」に改
 める。
 第五十條第一項中「六万円」を「十万円」に改め
 る。
 第五十五條第二項中「喪失シタル日」の下に
 「第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失
 シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日」
 を加え、「一年以上被保険者」を「一年以上第十
 三条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル被保険者」に改
 め、同条第三項を削る。
 第五十五條ノ二第二項及び第五十七條第二項
 中及第三項を削る。
 第五十九條ノ三「三万円」を「五万円」に改め
 る。
 第五十九條ノ四第一項中「六万円」を「十万円」
 に改める。

第七十一条ノ三中「引続キ被保険者」の下に「第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク本条及第七十五條ノ二ニ於テ之ニ同ジ」を加ふる。
第七十九條第一項に次のただし書を加ふる。
但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ関スル保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日（初メテ納付ス

ベキ保険料ニ付テハ被保険者ノ指定スル日）迄トス
（船員保険法の一部改正）
第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬		報 酬	月 額
	月 額	日 額		
第一級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三七、五〇〇円未満	
第二級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第三級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第四級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第五級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第六級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第七級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第八級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第九級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一〇級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第三級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第四級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第五級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第六級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第七級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第八級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第九級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第二〇級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満

第二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第三級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第十級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第十一級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第十二級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第十三級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第十四級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第十五級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第十六級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	

第四條第六項中「従前ノ」を「第十九條ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際ノ」に改め、同條第五項の次に次の一項を加ふる。

第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ引続キ従前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額額が前年（一月一日ヨリ三月三十一日迄）其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年ノ十月三十一日ニ於ケル全被保険者ノ同月ノ標準報酬月額平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十九條ノ二の次に次の二條を加ふる。
第十九條ノ三 第十九條ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄繼續シテ二月以上第十七條ノ規定ニ依ル被

保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ繼續シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政庁ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得
第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七條ノ四並ニ第三章第二節及第三節並ニ第五十條ノ九及第五十條ノ十二規定スル保険給付ニ限リ之ヲ為スモノトス
第十九條ノ四 前條ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日（第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 被保険者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ経過シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為リタルトキ

五 健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

第二十條第一項中「七年六月以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間七年六月以上ナル者」に、「被保険者タラザルニ至リタル」を「第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル」に改め、同条第五項中「老齢、廢疾、脱退又ハ死亡ニ關スル保險給付(葬祭料ヲ除ク)」を「第三章第五節乃至第七節及第九節第五十條ノ九及第五十條ノ十ヲ除ク」ニ規定スル保險給付」に改める。

第二十二條第一項中「被保険者ノ資格」の下に「(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ除ク次項及第三項ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。

第二十八條第二項中「喪失シタル日」前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシコト」を「喪失シタル日(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日以前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト」に改める。

第二十八ノ三第一項中「二百円」を「六百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ關シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ

者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

第三十二條第一項及第三十三條第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十三條ノ三第一項中「通算シテ六月以上被保険者タリシコト」を「其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ六月以上ナルコト」に改める。

第三十四條第一項第一号を次のように改める。

一 被保険者タリシ期間十五年以上ナル者

第三十四條第一項第二号及第三号中「十五年未満被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年未満ナル者」に改める。

第三十五條第一号中「十五年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第三十九條ノ二第一項中「一年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間一年以上ナル者」に改める。

第四十條第四項中「六月以上被保険者タリシ者タルコト」を「ニ於ケル其ノ者ノ被保険者タリシ期間ガ六月以上ナルコト」に改める。

第四十一條第一項第一号、第四十二條ノ三第二項及第五十條ノ二第二項中「十五年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第五十條ノ九第一項及第五十條ノ十中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十九條第三項を次のように改める。

第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ依ル保險料ハ其ノ被保険者タリシ月ニ付前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引續キ同条ノ規定ニ依ル被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ

第五十九條第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ七十二

第五十九條第六項及第八項中「又ハ第二号」を「乃至第三号」に改める。

第六十條第二項及第六十一條中「第二十條」を「第十九條ノ三又ハ第二十條」に改める。

第六十二條ノ二第一項ただし書中「第二十條」を「第十九條ノ三又ハ第二十條」に改め、「十日」の下に「(初メ納付スベキ保險料ニ付テハ行政庁ノ指定スル日)」を加える。

(社會保險診療報酬支払基金法の一部改正)

第三條 社會保險診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範圍内、國、都道府県又は市町村の委託を受けて、國、都道府県又は市町村が行う医療に關する給付であつて厚生大臣の定めらるものについて医療機関が請求することができ、費用の額の審査及び支払に關する事務を行うことができる。

第十四條第一項中「及び第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「各、九人以下の」を「定款の定めるところにより、それぞれ」に改める。

第十四條の三第三項及第十九條中「第十三條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二條中船員保險法第四條第一項の改正規定及び附則第三條第二項の規定は同年八月一日から、第三條の規定は公布の日から施行する。

(健康保險法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 昭和五十一年七月一日前に健康保險の被

保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(健康保險法第二十條の規定による被保險者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く)のうち、同年六月の標準報酬月額が二万八千円以下であるもの又は二十万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十万円未満である者を除く)の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保險者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十一年七月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

3 この法律による改正後の健康保險法第二十條第一項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十八條の規定により被保險者の資格を喪失した者について適用し、同日前に同条の規定により被保險者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

4 健康保險法第二十條の規定による被保險者に關する昭和五十一年六月以前の月分の保險料の納付期日及び当該保險料を納付しないことによるその被保險者の資格の喪失については、この法律による改正後の同法第二十一條第三号及び第七十九條第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和五十一年七月一日前に健康保險法第二十條の規定による被保險者の資格を取得して、同日まで引き続きその被保險者の資格を有する者に關する同月分の保險料の納付期日は、この法律による改正後の同法第七十九條第一項ただし書の規定にかかわらず、同年八月十日とする。

6 昭和五十一年七月一日において現に病院又は診療所に收容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより發した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に收容されている場合における一部負担金については、この法律による改

正後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号及び第二項(同法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置等)

第三条 この法律による改正後の船員保険法第十九条ノ三の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十九条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用する。

2 標準報酬月額が三万六千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬月額は、この法律による改正後の同法第四條第七項の規定にかかわらず、三万六千円とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。

第六十三條第一項ただし書及び第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十九條第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。

第六十五條第一項中「行なう」を「行」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三項ただし書中

「三万円」を「五万円」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 船員保険の被保険者。ただし、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

第十二條第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第五号及び第六号中「但し」を「ただし」に、「こえて」を「超えて」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第八條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「被保険者」の下に「(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)」を加える。

理由

医療保険制度の現状に鑑み、標準報酬の合理化、一部負担金の額の改定、分べん費等の給付の改善、任意継続被保険者制度の拡充等の措置を講ずるとともに、社会保険診療報酬支払基金の業務の範囲を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一條 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 痘そう

第二條第二項第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 麻疹

六 風しん

第二條第二項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 日本脳炎

第二條第二項第十一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二條の次に次の章名を付する。

第二章 予防接種の実施

第三條及び第四條を削る。

第五條中「この法律の定めるところにより」を「当該市町村の区域内に居住する者に対し、前條第二項第一号から第六号までに掲げる疾病のうち政令で定める疾病について、政令で定める定期において」、「基」を「基づく」に改め、「以下第八條において同じ。」を削り、「指示を受け」の下に「期日を指定して」を加え、同條に次のただし書を加える。

ただし、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定める者に対しては、この限りでない。

第五條を第三條とし、同條の次に次の二條を加える。

第四條 前條の規定による予防接種の対象者は、その指定された期日に、市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第五條 前條の規定により予防接種を受けるべき者が、第三條に規定する定期内に、市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、前條の規定により予防接種を受けたものとみなす。

を受けたものとみなす。

第六條第二項を削る。

第六條の二を削る。

「第二章 実施方法」を削る。

第七條から第十五條までを次のように改める。

第七條 前條の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第八條 前條の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同條の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第九條 都道府県知事は、痘そう、コレラその他厚生大臣が定める疾病のまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する疾病のまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行わせることができる。

第十條 前條第一項の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第十一條 前條の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同條の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二條 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じな

ければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄ぐう者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄ぐうさせる者
2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第十四条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条 削除

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十六条から第十九条まで 削除

第二十条中「予防接種を行うための必要な経費」を「予防接種を行うために要する費用」に改め、「第六条」の下に「及び第九条第一項」を加える。

第二十三条中「市町村長は、第五条」を「第三条又は第六条」に、「行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条 第十条の規定に違反した者（十六歳未満の者及び禁治産者を除く。）又は第九条第一項の規定による予防接種について第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 削除

第三十二条の二中「急性灰白髄炎以外の疾病の定期的予防接種」を「第三条及び第六条の規定

による予防接種（政令で定めるものを除く。）に、「第二十一条及び第二十四条第一項（国庫の負担に關する部分に限る。）を」と及び第二十二條に改める。

第二条 予防接種法の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 雜則

第十六条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けた者（第五条、第八条又は第十一条の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。）が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、次条及び第十八条第一項に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、伝染病予防調査会の意見を聴かなければならない。

第十七条 前条第一項の規定による給付（以下単に「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の廃疾の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の廃疾の状態にある十八歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

第十八条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に關して必要な事項

は、政令で定める。

2 厚生大臣は、前条第二号から第四号まで及び前項の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、伝染病予防調査会の意見を聴かなければならない。

第十九条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

第十九条の二 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条の三 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第十九条の四 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

「第四条 費用」を削る。

第二十条に次の一項を加える。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

第二十一条中「前条」を「前条第二項」に、「負担しなければならぬ」を「負担する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。

第二十二條中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

「第五章 罰則」を「第四章 罰則」に改める。

第三十二条の二中「第二十一条及び第二十二條」を「第二十一条及び第二十二條第一項」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第二十一条の次に次の一條を加える。

（予防接種による健康被害の救済に關する措置）
第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十六条の規定により予防接種を受けた者（第十七条第一項の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。）又は第十八条第一項の規定により予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生大臣が認定したときは、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

2 予防接種法第十六条第二項及び第十九条から第十九条の四までの規定は、前項の給付について準用する。

第五十二条中「左に」を「次に」に改め、同条に次の一を加える。

五 第二十一条の二第一項の規定による給付に要する費用

第五十五条の次に次の一條を加える。

（都道府県の負担）

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

第五十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「第五十二条各号」を「第五十二条第一号

から第四号まで」に改め、同条第三号中「前条各号」を「第五十五条各号」に改める。

第五十六條の二に次の一項を加える。

2 国庫は、第五十五條の二の規定により都道府県が負担する費用に対して、その三分の二を負担する。

第五十七條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の予防接種法第十六條第一項の規定及び第三條の規定による改正後の結核予防法第二十一條の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第三条 附則第一条第一項ただし書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは廃疾となつてゐる場合又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生大臣が認定したときは、当該予防接種を受けた者の当該予防接種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十六條第一項の規定

による給付に準ずる給付を行う。

2 予防接種法第十六條第二項、第十九條から第十九條の四まで、第二十二條第二項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号中「予防接種」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行ふ給付」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の表伝染病予防調査会の項中「伝染病の予防」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行ふ給付」を加える。

理 由

最近における伝染病の発生状況、医学技術の進歩、生活環境の改善等にかんがみ予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)
第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第二十四條」を「第二十四條の二」に改める。

第五條第六項中「環境衛生上」を「生活環境の保全上」に改める。

第七條第二項を次のように改める。

2 市町村長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であること。

二 その申請の内容が前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。第九條第二項第二号及び第十四條第二項第二号において同じ。)が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第十一項(第九條第五項及び第十四條第八項において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者

第七條第三項中「附し」を「付し」に、「行なう」を「行う」に、「環境衛生上」を「生活環境の保全上」に、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項」を「前条第三項」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第七項中「処分の」を削り、同項を同条第十二項とし、同条

第六項中「業務」を「事業」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

6 第一項の許可を受けた者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

7 前項の帳簿は、厚生省令で定めるところにより、保存しなければならない。

8 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

9 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

10 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第八條第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるところの一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)を除く。以下同じ。)を設置しようとする者」を「一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下同じ。)を設置しようとする者」を「一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)を除く。以下同じ。)を設置しようとする者」に改め、同条第二項中「ごみ処理施設」という、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を政令で定めるものをいう。以下同じ。を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者」に改め、「その工事に着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事に」、「第十一條及び」を「第十一條第一項及び第三項並びに」に、当該し尿処理施設を「当該一般廃棄物処理施設」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(し尿浄化槽についての届出を除く。)があつ

た場合において、その届出に係る一般廃棄物処理施設が厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

第八条第三項中「維持管理を」を「構造（し尿浄化槽の構造を除く。）又は維持管理に」、「前項の厚生省令で定める基準を」を「第二項又は前項に規定する技術上の基準に」、「管理者を」を「設置者又は管理者に」改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による届出（し尿浄化槽についての届出を除く。）をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただし、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。

4 一般廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第九条の見出しを「（し尿浄化槽清掃業）に改め、同条第一項中「し尿浄化槽を」を「し尿浄化槽に」、「行なう」を「行おう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまで

でのいずれにも該当しないこと。

第九条第四項中「及び第七項を」、「第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「基準を」を「技術上の基準に」、「し尿浄化槽を」を「し尿浄化槽に」、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「行なう」を「行おう」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「基準を」を「技術上の基準に」改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項に」、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含む政令で定める産業廃棄物を生ずる施設で政令で定めるものが設置されている事業場

二 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）が設置されている事業場

6 第七条第六項及び第七項の規定は、事業者（政令で定める事業者を除く。）について準用する。この場合において、同条第六項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「都道府県及び市町村が行なう」を「第十条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行なう」に、「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまで

第十四条第四項前段中「及び第七項」を「第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項後段中「第七項第六項及び第七項」を「同条第十項から第十二項までの規定」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 第一項の許可を受けた者は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第一項の許可を受けた者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従って委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条第三項中「第十二条第二項」を「第

十二条第一項」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第十五条第一項中「廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者」を「産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者」に改め、「その工事に着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事に」改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る産業廃棄物処理施設が厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日（産業廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

第十五条第三項中「維持管理」を「構造又は維持管理」に、「前項の厚生省令で定める基準」を「前二項に規定する技術上の基準」に、「管理者」を「設置者又は管理者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 産業廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

5 第八条第三項の規定は、第一項の規定によ

る届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項」と読み替へるものとする。

第十六条第一号中「廃棄物」の下に「(前項に規定する産業廃棄物を除く。)」を加え、同条第三号中「産業廃棄物」の下に「(前項に規定する産業廃棄物を除く。)」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

何人も、みだりに廃油、第十二条第五項第一号に規定する産業廃棄物その他の政令で定める産業廃棄物を捨ててはならない。

第十八条中「管理者」を「設置者若しくは管理者」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改める。

第十九条第一項中「の産業廃棄物の保管若しくは処分」を削り、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(措置命令)

第十九条の二 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該各号に定める者は、必要な限度において、当該処分を行つた者(第六条第二項の規定により当該処分を行つた市町村及び第十條第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行つた市町村又は都道府県を除くものとし、第十二条第四項又は第十四条第七項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該処分を委託した者を含む。)に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第六条第三項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合
市町村長

二 第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合
都道府県知事

合しない産業廃棄物の処分が行われた場合
都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

第二十条第一項中「前条第一項」を「第十九条第一項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十一条第一項中「し尿処理施設」の下に「及び一般廃棄物の最終処分場」を加え、「産業廃棄物処理施設の管理者」を「産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。)の管理者」に改める。

第二十二号第一号中「一般廃棄物処理施設」を「ごみ処理施設及びし尿処理施設」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条の二中「第十四条第四項」を「第十四条第八項」に改める。

第二十四条の見出しを「(再審査請求)」に改め、同条第一項中「第八條第三項又は第十五條第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分」を「この法律の規定により保健所を設置する市の長がした処分」に改め、同条第二項を削る。

(経過措置)

第二十四条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項若しくは第八項、第九条第一項又は第十四条第一項若しくは第五項の規定に違反した者

二 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)、又は第十九条の二第一項の規定による命令に違反した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項若しくは第五項、第十二条第三項又は第十五条第二項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

二 第十二条第四項、第十四条第七項又は第十六条第一項の規定に違反した者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第二項の規定に違反した者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第六項(第九条第五項、第十二条第六項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)、又は第七條第七項(第九條第五項、第十二条第六項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第八条第三項(第十五条第五項において準用する場合を含む。)、第十二条第五項又は第二十一条第一項の規定に違反した者

三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十条中「第八條第一項又は第十五條第一項」を「第七條第十項(第九條第五項及び第十四條第八項において準用する場合を含む。)」に、「五千円」を「五万円」に改める。

(産業廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)
第二条 産業廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十年年度」を「昭和五十五年年度」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「昭和五十年年度」を「昭和五十五年年度」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 この法律による改正後の産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第二項及び第三項又は第十五條第二項及び第五項の規定は、この法律による改正前の産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項又は第十五條第一項の規定により行われた届出に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、適用しない。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二号及び附則第十四條第四号中「第十五條第一項」を「第十二條第五項第二号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第四条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十

九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号中「最終処分場所」を「処分」に改める。

（新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第五条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般廃棄物処理施設」を「ごみ処理施設及びし尿処理施設」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第十一号中「環境庁の所掌に属するもの」を「廃棄物の最終処分に関する基準の設定に関すること」に改める。

（環境庁設置法の一部改正）

第八条 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条二十三号中「最終処分」の下に「及び最終処分場」を加える。

理由

最近における廃棄物の処理の実態にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を強化するほか、廃棄物の最終処分場に対する規制、違法に処分された廃棄物による環境汚染の防除措置、有害な産業廃棄物等の投棄禁止に関する罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに昭和五十五年までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定する必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

昭和五十一年五月二十六日印刷

昭和五十一年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K